

令和7事業年度

JAにっただみどりの経営概況

発行 令和 8 年 6 月

新田みどり農業協同組合

〒379-2313

群馬県みどり市笠懸町235番地2

TEL 0277-30-8511

FAX 0277-30-8611

目 次

ごあいさつ

1. 経営理念
2. 経営方針
3. 経営管理体制
4. 事業の概況（令和7事業年度）
5. 農業振興活動
6. 地域貢献情報
7. リスク管理の体制
 - (1) リスク管理の基本方針
 - (2) リスク管理体制の内容
 - (3) 監査体制
8. 法令遵守（コンプライアンス）の体制
 - (1) 基本方針
 - (2) 法令遵守の体制
9. 金融ADR制度への対応
10. 自己資本の状況
11. 主な事業の内容

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 注記表
4. 剰余金処分計算書
5. 部門別損益計算書
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認
7. 会計監査人の監査

II 損益の状況

1. 最近5事業年度の主要な経営指標
2. 利益総括表
3. 資金運用収支の内訳
4. 受取・支払利息の増減額

III 事業の概況

1. 信用事業
 - (1) 貯金に関する指標
 - ①科目別貯金平均残高
 - ②定期貯金残高
 - (2) 貸出金等に関する指標
 - ①科目別貸出金平均残高
 - ②貸出金の金利条件別内訳残高
 - ③貸出金の担保別内訳残高
 - ④債務保証見返額の担保別内訳残高
 - ⑤貸出金の用途別内訳残高
 - ⑥貸出金の業種別残高
 - ⑦主要な農業関係の貸出金残高
 - ⑧農協法に基づく開示債権の残高および金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全残高
 - ⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況
 - ⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
 - ⑪貸出金償却の額

- (3) 内国為替取扱実績
- (4) 有価証券に関する指標
 - ①種類別有価証券平均残高
 - ②商品有価証券種類別平均残高
 - ③有価証券残存期間別残高
- (5) 有価証券の時価情報等
 - ①有価証券の時価情報等
 - ②金銭の信託の時価情報等
 - ③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

2. 共済取扱実績

- (1) 長期共済新契約高・長期共済保有高
- (2) 医療系共済の共済金額保有高
- (3) 介護系その他の共済の共済金額保有高
- (4) 年金共済の年金保有高
- (5) 短期共済新契約高

3. 農業・生活その他事業取扱実績

- (1) 購買事業取扱実績
 - ①受託購買品
 - ②買取購買品
- (2) 販売事業取扱実績
 - ①受託販売品
 - ②買取販売品
- (3) 保管事業取扱実績
- (4) 利用事業取扱実績
- (5) 指導事業収支内訳

IV 経営諸指標

- 1. 利益率
- 2. 貯貸率・貯証率

V 自己資本の充実の状況

- 1. 自己資本の構成に関する事項
- 2. 自己資本の充実度に関する事項
- 3. 信用リスクに関する事項
- 4. 信用リスク削減手法に関する事項
- 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- 6. 証券化エクスポージャーに関する事項
- 7. オペレーショナル・リスクに関する事項
- 8. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項
- 9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- 10. 金利リスクに関する事項

【JAの概要】

- 1. 組織機構図
- 2. 役員一覧
- 3. 会計監査人の名称
- 4. 組合員数
- 5. 組合員組織
- 6. 特定信用事業代理業者の状況
- 7. 地区一覧
- 8. 店舗一覧
- 9. 沿革・歩み

ごあいさつ

平素よりJA事業に対し特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

農業・JAをめぐる情勢は、担い手不足や高齢化が進む中、燃料・肥料・飼料・生産資材の高騰などにより生産コストが増加し、農畜産物販売価格にコスト高が反映されず、1年を通して、天候や環境に左右されるなど、農業経営においては、極めて厳しい状況が続いています。

食料・農業・農村基本法が改正され、農業は転換期を迎えようとしている中、「安心・安全・信頼」をモットーとした良質な農畜産物の提供、利用者の満足度を意識した事業を通じての地域社会への貢献、組合員の負託に応える透明性・健全性の高いJA運営を経営理念に、令和7年度の総代会で承認いただいた、第4期中期計画に基づき、事業に取り組みました。

営農分野においては、自己改革で掲げております『農業所得の増大と農業生産の拡大』に対しまして、出荷物の再生産価格を念頭に置いた取り引き先への販売交渉や契約出荷の拡大、安全安心な農畜産物の消費宣伝の実施、管内で開催される農業まつり等への参画による地産地消の拡大に取り組みました。価格高騰が続く生産資材については、予約購買の推進や、関係機関との連携による安価な資材の供給、行政機関へ経費の助成を要請するなど、農家の生産経費節減対策を講じました。豚熱や鳥インフルエンザなどの家畜伝染病については、残念ながら、当JA管内においても、管内で5例目、県内では14例目となる豚熱が、10月に発生してしまいましたが、防疫措置に全面的に協力し、管内生産者へ再発防止の啓蒙や、関係機関との連携による未然防止の防疫対策を講じました。また、管内以外の地域で発生の際にも、JAグループの一員として、防疫措置に協力し、管内はもとより、県内における持続可能な農業の実現に努めました。

地域活性化においては、組合員の事業、利用者の暮らしをサポートするため、関連融資の周知と推進活動により利用を促し、安心した生活の確保に対する保障充実のため、共済の保障点検訪問活動（3Q訪問活動）を積極的に展開しました。

農家経営、JAを取り巻く環境は厳しい状況ではありますが、「不断の自己改革」に基づき、組織基盤の確立、経営基盤強化に全力で取り組み、組合員、利用者、地域になくてはならないJAであり続けるため、役職員一丸となって努力します。

今後とも組合員、利用者、地域の皆様には変わらぬご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 経営理念

- ① 「安心・安全・信頼」をモットーに、常に良質な農畜産物を提供します。
- ② 利用者の満足度を常に意識し、JA事業を通じて地域社会に貢献します。
- ③ 組合員の負託に応える透明性・健全性の高いJA運営を行います。

2. 経営方針

1. 食料安全保障の確保、環境に配慮した持続可能な農業の実現と農業者の所得増大
2. 活動・事業を通じた組合員の豊かな暮らしの実現
3. 組合員の現状把握と類型化をふまえた関係強化
4. 持続可能な経営基盤の確立・強化
5. 農業、JAに対する理解醸成と情報発信

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

また、農協法の理事構成要件の改正を踏まえ、業務執行体制を見直し、地域農業の担い手や実践的な能力を有する者も登用拡大に向けて取り組みます。

4. 事業の概況（令和7事業年度）

①指導事業

生産振興対策では、関係指導機関と連携強化を図り、病虫害防除講習会を始め、栽培講習会や現地研修会などを実施し、生産性向上に取り組みました。

また、GAP手法を取り入れた出向く営農を実践し、残留農薬自主検査や生産履歴記帳と農薬適正使用の徹底指導を行いました。

水田営農対策では、ドローンを活用した害虫防除対策を行い、経営所得安定対策に取り組み、米粉用米・加工用米を推進し農業経営の安定に取り組みました。

畜産では、CSF（豚熱）や鳥インフルエンザ等の対応を関係機関と連携し、情報提供及び防疫の徹底強化、支援に取り組みました。

その他、販売診断表を活用した生産指導、JA簿記システムを活用した農業青色申告会員への申告指導や派遣税理士による確定申告支援、肥料・飼料・資材・燃油等の高騰による各補助金の対応を行いました。

②信用事業

貯金の大口先、認定農業者先、新規年金受給者先の訪問など個人定期貯金や融資の推進に取り組み、利用者のメイン化を進めました。

貯金については、大口法人先や地公体の定期貯金の解約等により、前年より約168億円減少し、年度末で1,891億円となりました。

貸出金は、農業融資や住宅ローン等の各種ローン、地公体への融資に取り組み、またWebを活用した申込や契約書の電子化を進め、残高が前年度より約23億円増加し307億円となりました。

また、内部管理体制等の強化については、全支店を巡回し指導を行うと共に、不備等を取りまとめ全支店で共有するなどの管理体制の強化に取り組みました。

③共済事業

JA共済の使命である組合員・利用者の皆様に「安心」と「満足」をお届けするため、保障点検活動（3Q訪問・3Qコール）を実践し、「ひと・いえ・くるま・農業」の万全な保障提供を続けるとともに、デジタルマーケティングを展開するために不可欠な「Webマイページ」の登録促進に取り組みました。

普及推進活動については、長期共済では保障充足のための生命共済、建物更生共済の普及拡大、短期共済では「自動車共済お見積りキャンペーン」を活用した新規契約獲得による経営基盤強化に取り組みました。

コンプライアンス態勢の強化については、推進資格者研修の実施による職員の意識向上を図るとともに、高齢者を契約者とする際の親族同席を基本とした対応、保全活動においてはペーパーレス化及びキャッシュレス手続きを進めました。

④購買事業

生産資材は、農業資材価格高止まりの中で、訪問推進活動を重点に組合員への情報提供を行い、資材の供給並びに生産出荷資材の早期予約注文を強化し農業生産の拡大を実践しました。

肥料は、土壌診断に基づく適正施肥を呼びかけ、圃場別設計の「セルフブレンド」による低コスト施肥プランの提案を実施しました。

農薬は、大型規格農薬の予約推進に取り組み、天敵農薬などを使用した減農薬の推奨を行いました。

また、燃油対策事業に取り組み、農家経営支援を行いました。

持続可能型農業の一環として、廃塩化ビニール・廃ポリ・土壌消毒剤の空缶・廃農業資材の回収、人形供養祭を行い、地域の環境保全に貢献しました。

農業機械は、全農ぐんまとの一体化事業として、農繁期対応や共同購入コンバイン推進並びに格納点検等に取り組み、組合員へ「安心と信頼」を届ける事業を展開しました。

生活資材は、安心して過ごせる住宅環境整備に取り組み、リフォーム事業・シロアリ防除事業等の推進活動やLPG事業の設備改善を行いました。

葬儀葬祭は、利用者の要望に応えられるよう、葬家・参列者のご協力も頂き、感染防止対策を行いながら、信頼されるサービスの提供を行いました。

⑤販売事業

上期は夏の酷暑や降雹被害等で出荷量が減少した中、インバウンドの需要等もあり価格は堅調に推移しましたが、下期も干ばつや低温等での出荷量の減少がある中、物価高騰の影響もあり青果物の引き合いが弱い販売となりました。

そのような情勢の中、重点市場との情勢調査の実施や、行政や関係機関との連携した農産物の即売会、輸出事業に取り組んだほか、昨年に続き流通の効率化、販売システム「nimaru」導入による農業流通現場のDX化、GAP手法の定着に向けた生産管理の啓蒙活動、各種経営安定対策を行いました。

米については、価格高騰による米粉・加工米等の新規需要米から主食用米への切替や、有利販売のための実需要者との情報交換や交流を行いました。

畜産については、衛生対策等による支援・指導、豚熱対策として石灰・消毒液配布による防除対策、また、各種イベントへ参加しPR活動や消費宣伝に取り組みました。

⑥保管事業

倉庫の集約保管を図り、コスト削減を行いました。

⑦利用事業

カントリーエレベーターでは、光選別機の有効利用による品質の高位平準化、利用者の労働力とコスト削減に取り組みました。

水稻育苗施設・種子センターでは、関係機関と連携し、栽培方法・防除対策の指導を受け、優良苗・種子の生産と安定供給を行いました。

また、耕作放棄地の解消と耕作可能な農地回復に向け、トラクターの受託作業（耕運・草刈り）を実施しました。

5. 農業振興活動

① 農業者所得増大・農業生産の拡大に関する事項

予約注文の推進とあわせて大型規格や推奨商品の使用による経費削減を提案し、供給価格の低減を図りました。

販売については安定事業の充実拡大と卸売市場との連携を深め流通動向に対応した直販事業に取り組み、販売先の確保・流通コストの低減に努めました。

② 安心・安全な農産物生産に関する事項

残留農薬の自主検査や、出荷者への農薬適正使用及び栽培日誌の記帳、生産履歴管理システムによる記帳確認に取り組み、安全な農産物の供給に努めました。

③ 担い手・新規就農者への支援に関する事項

営農指導や営農資金など関係機関と連携して担い手・新規就農者への支援に取り組みました。

④ 地産地消、食育への取り組みに関する事項

行政や関係機関と共同企画の連携を図り、農産物PR活動や、学校・病院に対し農業の理解対策を展開しました。

⑤ 地域密着型金融への取り組みに関する事項

農業近代化資金や緊急対策資金などで、農業者の経営を支援してまいりました。

6. 地域貢献情報

(1) 社会貢献活動

地域環境問題の取り組みとして、廃棄ビニール・廃棄ポリ・土壌消毒剤の空缶回収を行い地域の環境保全に貢献しました。

(2) 地域貢献活動

① 地域貢献の全般に関する事項

当組合はみどり市、桐生市、太田市、伊勢崎市境平塚を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆様などからお預りした、大切な財産である「貯金」を源泉としておりま

す。当組合では、資金を必要とする組合員の皆様方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業展開をしています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく地域の協同組合として農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

② 文化的・社会的貢献に関する事項

○広報誌の発行

広報誌「新緑」を発行

③ 行政との地域活性化包括連携協定等の締結

みどり市並びに桐生市と、相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、当該市内における地域の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的として、以下のとおり協定を締結しています。

- | | | |
|-----------------------------|-------------|----|
| ○ みどり市との地域活性化包括連携協定 | 平成25年8月23日 | 締結 |
| ○ 桐生市との地域活性化包括連携協定 | 平成25年10月2日 | 締結 |
| ○ 桐生市との災害時における物資の供給協力に関する協定 | 平成25年12月24日 | 締結 |

④ 事業継続計画（BCP）の策定

大規模災害等が発生した場合においても、人命保護を最優先に行動し、被害を最小限に抑えつつ、関係機関と協力し、継続すべき業務を可能な限り継続及び早期での復旧を行うことで社会的責任を果たすことを可能にするため、以下のことを事業継続における基本方針として定めております。

1. 人命保護を最優先し、被害を最小化するよう努めます

当組合は、災害時において組合員、地域住民、役職員の安全を最優先に行動し、災害による二次的な被害が拡大しないよう、最大限の努力を行います。

2. 日ごろからの備蓄の確保や訓練を徹底し、事前の備えに努めます

当組合は、災害時に必要な設備、物資を備え、役職員が適切に行動するために権限を明確にし、組合の定める事業継続計画に則って行動できるよう訓練や周知を徹底します。

3. 災害時に重要な業務を継続し、社会的責任を果たすよう努めます

当組合は、災害時における社会的責任を果たすため、多様な利害関係者と連携し、災害時にも継続すべき業務を遂行するよう事業継続計画を定めます。

7. リスク管理の体制

1. 趣旨

この方針は、当組合の業務運営にかかるリスク管理について、基本的な考え方、管理を要するリスクの特定、リスク管理の体制について定めるものである。当組合の経営において、健全性維持や安定的な収益確保のために適切なリスク管理を行うことは、最重要課題のひとつであり、役職員はこの方針の趣旨および考え方に従いリスク管理を行う。

2. 基本的な考え方

(1) リスクの定義

当組合におけるリスクとは、『経営に負の影響（何らかの損失）を与える事象が発生する可能性や、発生した場合の影響度』をいう。当組合は、組合員への貢献を目的に、安定的な収益を確保するため不確実性を内包した信用・共済・経済事業など、様々な業務を行う必要があり、リスクを管理することは当組合にとっての本来業務である。

(2) リスク特性等

当組合は、信用、共済、経済事業を一体で担う総合事業を営む金融機関としての性格を有しており、金融機関としてのリスクのほか、経済事業に伴う投資・在庫リスク等を抱えている。

なお、経済事業等の事業リスク等については、リスク量の計測手法等が確立されておらず、その妥当性の検証が困難であることから、事業リスクについてはリスク量の計測手法とはせず、事業計画の進捗管理を通じたPDCAサイクルの実践の中でリスク管理を行うこととする。

(3) リスク管理の目的

当組合においてリスクが顕在化し、その影響度合いが許容水準に照らして過大な場合には、経営が不安定となり、農業振興と地域社会に貢献するという使命・役割を果たすことが困難な状態となる。当組合の経営にとって最も重要な課題は、こうした事態に陥らないよう健全性を維持し、安定的な収益を確保するためにリスクを適切に管理していくことであり、当組合におけるリスク管理とは、『経営方針や事業計画の達成に向けて行う業務から生ずるリスクを、当組合として許容できるレベルまで調整し、そのために必要な施策を行うこと』である。

(4) 管理対象リスク

当組合において管理するリスクとその定義は次のとおりとする。

① 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいう。

② 市場リスク

市場リスクとは、金利の変動により保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク（金利リスク）、ならびに有価証券等の価格および為替等の変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスク（価格変動リスク）をいう。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により必要資金の確保が困難になり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされるリスク（資金繰りリスク）、ならびに市場の混乱等により市場において取引が困難になり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいう。

④ オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、役職員が関係法令・定款・業務方法書・事務規程・要領等に定められたとおりの事務処理を行うことを怠ること、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当組合が損失を被るリスクをいう。

⑤ 事業リスク

事業リスクとは、当初設定した事業計画の達成が困難で、各事業部門の利益目標が達成されない場合に損失を被るリスクをいう。

3. リスク管理体制の内容

(1) 理事会

理事会は、この方針に基づき管理対象リスクが適切に管理されているかの検証を定期的に行うとともに、リスク管理委員会からのリスク情報に基づき、各種リスクを適時適切に把握し、それをふまえたリスク管理方針を審議・決定する。

(2) リスク管理委員会（常勤理事会）

J A経営に内包するすべてのリスクを総合的に管理し、対応策を検討するため、リスク管理委員会を設置する。この委員会は、常勤役員・総務部長（委員長は組合長とし、必要に応じて関係部門長を招集することができる。）で構成し、リスク管理方針の変更を行う場合、組合のリスク管理において急を要する事象が発生した場合に開催する。

(3) A L M委員会

理事会等のもとに、金利リスク、流動性リスク、その他のリスクを管理・評価し理事会等へ報告・提案するA L M委員会を設置する。A L M委員会の構成、協議事項、運営手続等は、別に定める設置要領による。

(4) コンプライアンス委員会

理事会等のもとに、オペレーショナル・リスクを管理・評価し理事会等へ報告・提案するコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会の構成、協議事項、運営手続等は、別に定める運営要領による。

(5) 融資審査会・債権管理委員会

理事会等のもとに、信用リスクを管理・評価し理事会等へ報告・提案する融資審査会・債権管理委員会を設置する。融資審査会および債権管理委員会の構成、協議事項、運営手続き等は別に定める設置要領による。

(6) 経営会議

理事会等のもとに、事業リスクを管理・評価し理事会等へ報告・提案する経営会議を設置する。経営会議の構成、協議事項、運営手続き等は別に定める設置要領による。

(7) リスク統括部署

管理対象リスクごとに以下のとおりリスク統括部署を設け、事務局として前述の委員会を開催し、各種リスクの実態と当該リスクの評価・分析と対応先の協議を行う。

管理対象リスク	統括部署	協議検討機関
信用リスク	総務部	融資審査会・債権管理委員会
金利リスク	総務部	A L M委員会
流動性リスク	総務部	A L M委員会
オペレーショナル・リスク	総務部	コンプライアンス委員会
事業リスク	総務部	経営会議

(8) 監事会

監事会は、経営に内在するリスクを把握するとともに、リスク管理態勢の整備状況および的確なリスク管理に基づく業務運営の実施状況等について監査する。

(9) 内部監査部署

当組合全体のリスク管理の運営状況を把握し、リスク管理の実施状況と妥当性を検証するとともに改善等の勧告を行う部門として監査室を位置づける。

4. 報告体制

リスク情報の報告体制、手順は以下のとおりとする。

- ① 本店各部署は、所管する事業に内在する全てのリスク情報を定期的にリスク管理統括部署に報告することとする。ただし、経営に重大な影響を与えると認められるリスクが顕在化または顕在化しそうな場合は、直ちにリスク管理統括部署へ報告する。
- ② リスク管理統括部署は評価・分析を行い、定期的に協議検討機関へ報告する。
- ③ 協議検討機関は、協議結果を含めて必要に応じ、理事会および監事会へ報告する。

5. 業務の適正を確保するための体制

当組合では、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営の確保により、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。今年度の運用状況の概要は、各項目下段に、「運用状況について」と記載のあるとおりです。

内部統制システム基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がJAグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定、見直し及び実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

〈運用状況について〉

役職員の行動規範、コンプライアンス規程を定め、定期的な研修会の開催を通じて役職員に周知し、コンプライアンス意識の向上に努めている。また、自主検査、内部監査の実施、ヘルプラインの設置・運営が適切に行われ、法令違反や不正行為、内部統制上の不備の早期発見に努めるとともに、重要な不備等は理事会に報告されている。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。
- ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

〈運用状況について〉

情報セキュリティに係る基本方針、個人情報保護方針及び文書管理規程に基づき、重要情報を適切に管理している。また、情報セキュリティ委員会において重要情報の管理状況等、運用状況を確認するとともに、重要性に応じたリスク対応を図っている。また、サイバーセキュリティに関しては、情報セキュリティ基本方針に基づき体制を整備し、自己診断を通じて状況把握を行っている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

〈運用状況について〉

リスク管理方針を策定し、組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに、理事会及びALM委員会で定期的に協議・検討を行っている。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

〈運用状況について〉

業務分掌により役職員の所管業務を明らかにするとともに、諸規程に基づく職務執行を行っている。また、中期経営計画及び事業計画を策定し、その進捗状況を定期的に理事会に報告している。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

〈運用状況について〉

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。また、内部監査部署に対しては、内部監査結果等の報告を通じて、監事との十分な連携を図るよう指示し、監事監査の実効性確保に努めている。

6. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

〈運用状況について〉

経理規程を設定し、適切な会計処理及び会計上の見積りを行うとともに、適時・適切な財務報告のため、人員体制の整備及び人材育成に努めている。また、財務諸表の正確性については、現業部署・決算担当部署・内部監査担当部署が確認し、法令に基づく開示を行っている。

8. 法令遵守（コンプライアンス）の体制

（1）基本方針

① 目的

この「コンプライアンス基本方針」（以下「基本方針」という）は、当組合の社会的責任や公共的使命を認識し、自己責任原則のもと健全性・透明性の高い経営を行っていくために制定した「倫理憲章」に基づき、コンプライアンス態勢の確立を図ることを目的とする。

② 位置づけ

この基本方針は、コンプライアンスに対する基本的考え方、体制の整備、対象となる法令や社会的規範、監督規制さらに、違法行為を発見した場合の対処方法などを定める内部規定とする。

③ 制定等

ア. この基本方針の制定・改廃にあたっては、理事会の議決をもって行うとともに、役職員に理解され、遵守されるように、その経緯や内容等について周知徹底を図る。

イ. この基本方針に定めるもののほかは、倫理憲章及びその他内部規定に定めるところによる

（2）法令遵守の体制

○ 理事・監事の役割

① 理事の役割

ア. 理事、特に常勤理事は、総会等の議決事項を受けて、日常業務を通じて忠実に業務執行することを職務としており、経営責任を問われる立場にある。

イ. したがって、社会的規範や法令等の趣旨に照らして、自らの行為を律することは無論のこと、組合全体のコンプライアンスを統括していくことが重要な責務となる。

ウ. 理事は、理事会を構成しその果たすべき義務として、理事会における組合の業務執行を決し、業務執行理事を監督しなければならない。

② 監事の役割

ア. 監事は、理事の行動を監督・監査していくことを職務としており、主として監督責任が問われる立場にある。

イ. したがって、自らの行為を律することは無論のこと、日常業務を通じて問題行為等の発生を未然に防止することが重要な責務となる。

○ 内部管理体制の整備

① コンプライアンス委員会の設置

コンプライアンス態勢の確立に向けた諸施策や経営に影響するような重要な問題行為など、コンプライアンスを推進・チェックする機関として、「コンプライアンス委員会」を設置する。

② コンプライアンス統括部署及びコンプライアンス・オフィサー（統括管理者）の設置

コンプライアンス・プログラムの策定（見直しを含む。）および研修計画等の企画・進捗管理、事故発生への対応・未然防止策の検討、その他訴訟案件やコンプライアンス・プログラムを効果的に実践するため、コンプライアンスに関する問題を一元的に管理・統括する部署を設置するとともに、コンプライアンス・オフィサー（統括管理者）を置く。

③ コンプライアンス担当者の設置

日常業務における法令等の遵守状況のチェック、研修・啓発活動の実施、行為規範等への職員の理解度のチェック、コンプライアンスに関する職員からの相談等の対応、問題事例等の統括部署への報告等の役割を担う担当者を設置する。

④ 内部監査との連携

違法行為等を発生させないためには、内部監査による検証が欠かせないことから、コンプライアンス統括部署と

内部監査担当部署との連携を図るものとする

9. 金融ADR制度への対応

(1) 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。当JAの苦情等受付窓口は以下のとおりです。

受付窓口	電話番号	受付窓口	電話番号
本店金融部	0277-76-2511	黒保根東支店	0277-96-2121
笠懸支店	0277-76-2511	生品支店	0276-57-1015
新里支店	0277-74-8321	綿打支店	0276-57-1043
桐生支店	0277-46-2111	南支店	0276-56-1013
大間々支店	0277-72-2323		

※受付時間：午前9時～午後5時（休業日を除く）

② 紛争解決措置

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

群馬県弁護士会紛争解決センター（電話：027-234-9321）

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

①の窓口又は（一社）JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、群馬弁護士会に直接、紛争解決をお申立ていただくことも可能です。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせください。

10. 自己資本の状況

□自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年度末における自己資本比率は、16.69%となりました。

11. 主な事業の内容

□ 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などの金融サービスの提供を行っています。

信用事業における一層の「便利」と「安心」をお届けするため、J A・農林中金が連携し、グループ全体のネットワークと総合力を生かし、「J Aバンク」というひとつの金融機関として大きな力を発揮しています。

● 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけます。

みなさまにご利用いただける主な貯金取引は次のとおりです。

貯金商品（主なもの）

（令和 年 月 日現在）

種 類	内 容 ・ 特 徴	期 間	預入金額・単位等
総 合 口 座	①普通貯金に定期貯金をセットすることで、自動融資機能を持たせた大変便利な貯金口座です。 ②「受け取る・支払う・貯める・借りる」という機能を備えている個人のお客様専用の商品です。 ③期日指定定期貯金、スーパー定期、大口定期貯金、変動金利定期貯金がセットでき、残高の90%、最高300万円までの自動融資が受けられます。（セットする定期貯金は、自動継続に限られません。）	出し入れ自由	ご融資利率は、セットされた定期貯金の利率プラス0.5%です。
普 通 貯 金	年金・給与などの自動受け取り、公共料金や税金などの自動支払いに便利です。また、キャッシュカードをご利用になると、一層便利です。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。
決 済 用 貯 金 （普通貯金・総合口座無利息型決済用）	①要求払いであること、②決済サービスを提供できること、③無利息であることの3条件を満たした貯金で、貯金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。
貯 蓄 貯 金	普通貯金と同じように出し入れできるうえ、預入残高に応じて利率が設定されます。ただし、年金等の自動受け取り、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。
当 座 貯 金	小切手や手形または払戻請求書によりお支払いできますので、ご商売をなさる方に便利です。 なお、2025年4月1日より新規口座開設の取扱いは停止しております。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。
納 税 準 備 貯 金	租税納付にご利用いただく貯金です。利息に所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、課税されます。利率は、租税納付以外の目的で払い戻された場合には、普通貯金利率により計算されます。	入金は自由ですが、出金は原則として租税納付目的に限られます。	お預け入れは、1円以上1円単位です。
通 知 貯 金	ごく短期間の資金運用に便利です。 なお、お引き出しは2日前までにご連絡いただきます。	7日間以上の据置	お預け入れは、5万円以上1円単位です。
期日指定定期貯金	①利息は1年複利で計算されますので有利です。 ②1年間の据置期間後はいつでもお引き出しいただけます。 ③個人のお客様専用の商品です。	最長3年 （据置期間は1年）	お預け入れは、1円以上300万円未満で、1円単位です。

種 類	内 容 ・ 特 徴	期 間	預入金額・単位等	
ス ー パ ー 定 期	①期間は1か月から最長10年まで、お客様の資金用途に応じて安全・有利に運用できます。 ②3年～10年ものは、有利な半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期期日指定方式 1か月超10年未満	お預け入れは、1円以上1円単位です。 利率は、300万円以上と300万円未満で分かれています。	
大 口 定 期 貯 金	1,000万円以上の大口資金の運用に有利で、安全・確実な商品です。	○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期期日指定方式 1か月超10年未満	お預け入れは、1,000万円以上1円単位です。	
変 動 金 利 定 期 貯 金	①お預け入れ日の半年ごとに利率の見直しを行います。 ②有利な半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	1年、2年、3年	お預け入れは、1円以上1円単位です。	
積 立 式 定 期 貯 金	いつでも窓口、ATMからお預けいただける積立式の定期貯金です。 ①エンドレス型 ②満期型	①エンドレス型 制限はありません。 ②満期型 6か月以上10年以下で満期日を指定	①エンドレス型 1円以上1円単位です。 ②満期日指定型 1円以上1円単位です。	
定 期 積 金	ご計画に合わせて毎月積み立てていく積金で、指定口座からの自動振替が便利です。 ①目標式 目標に合わせた積立額・期間を決定 ②定額式 毎月一定額をお積み立て	6か月以上、10年以内	お預け入れは、1,000円以上1円単位です。	
財 形 貯 金	○お勤めの方の財産形成貯金で、給料やボーナスからの天引きにより有利にお積み立てできます。 「財形住宅貯金」と「財形年金貯金」は合わせて元本550万円までのお利息が非課税扱いとなります。			
	財 形 住 宅 貯 金	住宅の取得や増改築などを目的とした積立で、非課税が適用される大変有利な貯金です。契約時に55歳未満であることが条件です。	○積立5年以上	お預け入れは、1円以上です。
	財 形 年 金 貯 金	在職中に退職後のために積み立てし、60歳以降に年金方式（3か月ごと）でお受け取りできます。退職後も非課税が適用される大変有利な貯金です。契約時に55歳未満であることが条件です。	○積立5年以上 ○据置6か月～5年 ○受取5年～20年	お預け入れは、1円以上です。
一 般 財 形 貯 金	貯蓄目的や積立額ともご自由で、お預け入れ後1年が経過すれば、いつでもお引き出しできます。	○積立3年以上	お預け入れは、1円以上です。	

※取扱商品のそれぞれの適用利率につきましては、店頭に表示しています。

貯金保険制度のご案内

貯金保険制度とは、金融機関が万が一経営破綻に陥った場合、「貯金保険機構」が貯金者に対して一定限度の払戻しを保証し信用秩序を維持する制度です。

貯 金 等 の 保 護 の 内 容

貯 金 等 の 種 類		保 護 さ れ る 貯 金 等 の 額
貯金保険の対象となる貯金等	決済用貯金（注1） 当座貯金 無利息普通貯金等	全額保護
	一般貯金等 有利息型普通貯金・定期貯金・通知貯金・貯蓄貯金・定期積金・農林債券（保護預り専用商品）等（注2）	合算して元本1,000万円までとその利息等（注3）を保護 （1,000万円を超える部分は、破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります））
貯金保険の対象外の貯金等	外貨貯金、譲渡性貯金、農林債券（募集債等）等	保護対象外 （破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります））

- （注1）「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。
- （注2）このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立・財形貯蓄商品等が該当します。
- （注3）定期積金の給付補てん金も利息と同様保護されます。

● 融資業務

組合員への融資をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の向上・発展に貢献しています。さらに、日本政策金融公庫（農林水産事業）の融資の申し込みのお取次ぎもしています。

一般資金等ご融資（主なもの）

（令和 年 月 日現在）

	ご利用いただける先	お使いみち	ご融資期間	ご返済方法	担保・保証	利 率
一般資金	地区内にお住まいの個人や、事業所をお持ちで事業を営まれている一般企業等の皆さま方となります。	さまざまな資金にご利用いただけます。（一定の審査をいたします。）	短期資金から長期資金まで、お使いみちに応じてご利用いただけます。	一括返済と分割返済の2種類があります。また、長期資金は、必要に応じて据置期間を設けています。	ご相談のうえ決めさせていただきます。また、必要に応じて、群馬県農業信用基金協会の保証もご利用いただけます。	お使いみちやご融資期間に応じて、ご相談のうえ決めさせていただきます。
制度資金	農業近代化資金などをお取り扱いしております。					

※このほかにも、各種の資金をご用意しておりますので、詳しくは窓口へお尋ねください。

ローン商品（主なもの）

（令和8年4月1日現在）

	ご利用いただける先	お使いみち	ご融資額	ご融資期間	ご返済方法	保証	利率
住宅ローン	18歳以上66歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満のJ A組合員の方となります。	住宅の新築・購入（中古含む）・増改築・改装・補修、宅地の購入、住宅ローンの借換（借換対象住宅にかかる既往リフォーム資金の借換も含む）	10万円以上20,000万円以内（1万円単位）	3年以上50年以内（40年超は、新築住宅の建築・購入に限る。借換の場合、借換対象ローンの残存期	元金均等または元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	群馬県農業信用基金協会または協同住宅ローン（株）	①固定変動選択 ②変動金利 ③固定金利
	18歳以上、最終返済時の年齢が80歳未満で、教育施設に就学予定又は就学中の子弟を持つJ A組合員の方となります。	入学金・授業料・家賃などの就学に必要な一切の資金、他金融機関から借入中の教育資金の借換にご利用いただけます。	10万円以上1,000万円以内（1万円単位）	据置期間含め6か月以上15年以内（借換の場合、借換対象の残存期間内）	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	群馬県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
教育ローン（カード型は除く）	18歳以上65歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の教育施設に就学予定又は就学中の子弟を持つ方、教育施設に就学予定または就学中の方となります。			据置期間含め6か月以上15年以内	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	三菱UFJニコス（株）	
	18歳以上で、最終返済時の年齢が71歳未満のJ A組合員の方となります。	負債整理資金等を除く資金使途が確認できる生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円以上500万円以内（1万円単位）	6か月以上10年以内	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	群馬県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
多目的ローン	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の方となります。		10万円以上1,000万円以内（1万円単位）		元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	三菱UFJニコス（株）	
	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の方となります。		10万円以上1,000万円以内（1万円単位）		元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	三菱UFJニコス（株）	
マイクロローン	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満のJ A組合員の方となります。	お車、バイクのご購入、点検・車検費用、他金融機関等から借入中の自動車資金の借換にご利用いただけます。	10万円以上1,000万円以内（1万円単位） ※貸付時年齢71歳以上は、200万円が上限 ※新規就労者は、300万円が上限	据置期間含め6か月以上15年以内（借換の場合、借換対象の残存期間内） 据置期間含め6か月以上15年以内	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	群馬県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の方となります。				元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	三菱UFJニコス（株）	
クローブローン	20歳以上で、最終返済時の年齢が70歳未満のJ A正組合員の方となります。	生活資金にご利用いただけます。（ただし負債整理資金、共済未払掛金、経済未払金の返済は除きます。）	10万円以上300万円以内（1万円単位）	1か月以上5年以内	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③年2回返済（専業農業者の方のみ）	群馬県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
カードローン（約定返済型）	20歳以上65歳未満のJ A組合員の方となります。（契約金額が50万円以内の場合は70歳未満の方。）	生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円以上300万円以内（10万円単位）	1年（自動更新） ※65歳の誕生日以降（契約金額50万円以内の場合は70歳の誕生日以降）の契約更新は行わない	①毎月返済 ②任意返済	群馬県農業信用基金協会	変動金利
	20歳以上70歳未満の方となります。		10万円以上500万円以内（10万円単位）	1年（自動更新） ※70歳の誕生日以降の契約更新は行わない		三菱UFJニコス（株）	

※1. 適用金利等詳しくは、窓口にお尋ね下さい。

- お申し込みいただく際に、身分証明や所得証明などの書類が必要となります。また、当組合で審査したのち、それぞれご希望保証会社等がさらに審査いたします。
- 住宅ローンでは、建物および敷地に（根）抵当権を設定させていただきます。
また、建物には火災共済（保険）を付けていただき、これに質権を設定させていただく場合があります。

公庫等の受託資金（主なもの）

（令和8年4月1日現在）

金融機関名	資金名
日本政策金融公庫 （農林水産事業）	農業経営基盤強化資金、青年等就農資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、農業基盤整備資金、農林漁業セーフティネット資金、振興山村・過疎地域経営改善資金、農林漁業施設資金

※詳しくは窓口にお尋ねください。

● 為替業務

全国のJA・信連・農林中金はじめ、ゆうちょ銀行を含む全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口をとおして全国のどこの金融機関へでも振込や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

● 国債窓口販売

個人向け国債（3年固定利付債、5年固定利付債、10年変動利付債）、新窓販国債（2、5、10年利付国債）の窓口販売の取扱いをしています。

● 投資信託窓口販売

投資信託の窓口販売の取扱いをしています。

● サービス・その他

全国のJAのATMや他金融機関等との提携によるATM入出金や年金等の受取、各種料金の自動支払い、などのサービスに努めています。

また、偽造キャッシュカードによる被害防止対策として、全JAにおいてICキャッシュカードを取扱いしています。

サービス・その他商品（主なもの）

（令和8年4月1日現在）

項目	サービス内容
JAキャッシュサービス※	JAバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、JAバンクのATMによるご入金、ご出金、残高照会サービスを終日無料でご利用いただけます。また、三菱UFJ銀行ATM、セブン銀行ATM、イーネットATM、ローソン銀行ATM、JFマリンバンクATMによるご出金・残高照会のサービスもご利用が可能です。
ICキャッシュカード	従来の磁気ストライプのキャッシュカードにICチップを搭載した併用型キャッシュカードです。偽造や不正な読み取りが困難なICチップを搭載することにより、安全性を強化しました。
JAカード	JA独自の多彩な特典を備えた「JAならでは」のクレジットカードで、ICチップを搭載したJAカードは、お客さまに安全をお届けいたします。また、ICキャッシュカードと一緒に合わせた一体型カードもございます。
JAネットバンク	窓口やATMに行かなくても、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン、または、スマートフォンから、残高照会や振込・振替などの各種サービスをご利用いただけます。
給与受取サービス	JAバンクで給与をお受取りいただくと、全国どこでもお引出しができて便利です。全国に約5,800店舗（※）あり、平日日中に無料で利用できるJAバンクATMが約10,200台（※）あります。 （※）店舗数は2025年3月31日現在、ATM台数は2025年3月31日現在 JAバンク調べ
年金受取サービス	国民年金・厚生年金など各種年金が自動的にお客さまの指定口座に振込まれ、JAバンクなら全国どこでもお引出しが便利です。
自動支払サービス	毎月かかる公共料金（電気・ガス・水道・電話・NHK受信料）や家賃などは、口座から自動的に、お支払いいただけます。

※ 稼働時間はATMにより異なります。また、ATM稼働時間であってもJAバンクのキャッシュカードによるお取引ができない場合がございます。詳しくはお近くのJAまたは、ご利用ATMの掲示等でご確認ください。

●主な手数料一覧

本表は、各種の商品・サービスにかかる手数料（消費税10%相当額を含む）を掲載しています。

（令和8年6月1日現在）

（1）ATM利用手数料（1件につき）

※JAバンクのATMを利用する場合

利用カード	利用時間	全国JA発行のキャッシュカード		提携金融機関のキャッシュカード (三菱UFJ銀行を除く)	三菱UFJ銀行のキャッシュカード	クレジットカード (自動キャッシング)
		出金	入金	出金	出金	出金
平日	8:00～8:45	無料	無料	220円	110円	110円
	8:45～18:00			110円	無料	無料
	18:00～21:00			220円	110円	110円
土曜日	9:00～14:00			110円	110円	無料
	14:00～21:00			220円	110円	110円
日曜日 祝日	9:00～21:00					220円

（2）為替関係手数料（1件につき）

区分	取扱内容	窓口利用	ATM利用	ネットバンク	
振込手数料	系統宛	同一店内	無料	220円	無料
		本支店宛	220円	220円	無料
		県内JA	660円	440円	220円
		県外系統宛	660円	440円	220円
	他行宛	電信扱い	880円	660円	220円
		文書扱い	1,100円	—	—

区分	取扱内容	手数料
送金手数料	系統宛	880円
	他行宛	1,100円
代金取立手数料 (隔地間)	他行宛	1,100円
	他行普通扱い	1,650円
	他行至急扱い	1,650円

区分	取扱内容	手数料
その他 諸手数料	送金・振込組戻料	880円
	送金・振込訂正料	550円
	不渡手形返却料	880円
	取立手形組戻料	880円
	取立手形店頭呈示料	880円

（3）諸手数料

取扱内容	基準	手数料
貯金残高証明書発行手数料	1通あたり	660円
通帳・証書再発行手数料	1冊(枚)あたり	1,100円
ICキャッシュカード再発行手数料	1枚あたり	1,100円
取引履歴出力(端末取引履歴照会)	1口座または1貸出あたり	110円
取引履歴出力(取引履歴検索・COM等)	1口座または1貸出あたり+1枚22円	330円
口座振替手数料(契約に基づくもの)	1件あたり	110円
未利用口座管理手数料	1口座あたり(年額)	1,320円
国債口座管理手数料	1口座あたり(月額)	無料
JAネットバンク基本手数料※	1契約あたり(月額)	1,100円
個人情報開示事務手数料	1件あたり	1,100円

※ただし、JAネットバンクの基本手数料は個人は無料

□ 共済事業

「一人は万人のために、万人は一人のために」の理念のもとに、日本の農村では古くから共同体をつくり、お互いに支え合い、助け合って暮らしを営んできました。共済事業は、こうした相互扶助（助け合い）を事業理念として、組合員・利用者の皆さまの生活全般にわたる様々なリスクに幅広く対応し、生活の安定をはかるため、生命と損害の両分野の保障を提供しています。

J A共済の使命は、組合員・利用者の皆さまが豊かで安心して暮らせるよう、生活全般にわたるリスクに対して幅広く保障するよう努めることです。万一のときや病気、ケガ、老後などに備える「ひと」の保障。火災はもちろん、地震や台風などの自然災害に備える「いえ」の保障。自動車事故のリスクに備える「くるま」の保障。農業者が有する固有のリスクに対する「農業」の保障。これらの「ひと・いえ・くるま+農業」の総合保障を通じて、一人ひとりの人生設計を一生涯サポートし、皆さまの“くらしのパートナー”として「安心」と「満足」をお届けしていきます。

■長期共済（共済期間が5年以上の契約）

- 終身共済……………一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズに合わせて特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
- 一時払終身共済…まとまった資金を活用して加入する終身共済です。一生涯にわたる万一のときを保障するとともに、相続対策ニーズにも応えるプランです。
- 引受緩和型終身共済
……………健康上の不安がある方でもご加入しやすい万一保障です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。一生涯にわたって、万一の保障が確保できます。
- 定期生命共済……万一のときを一定期間保障するプランです。手頃な共済掛金で加入できます。法人化された担い手や経営者の万一保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
- 医療共済……………日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障です。共済期間や手術・放射線治療保障の有無など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。また、健康を維持した場合に健康祝金が受け取れるプランもあります。
- 引受緩和型医療共済
……………健康上の不安がある方でもご加入しやすい医療共済です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。入院・手術・放射線治療を一生涯保障します。持病（既往症）の悪化・再発もしっかり保障します。
- がん共済……………上皮内がんを含むさまざまながんや脳腫瘍に対し、入院・手術・放射線治療はもちろん、抗がん剤治療等の在宅医療も保障します。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えたり入院・手術等の保障を充実させることもできます。
- 介護共済……………所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
- 一時払介護共済…まとまった資金を活用して加入する介護共済です。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
- 予定利率変動型年金共済
……………老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査もなく簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されていますので安心です。
- 生活障害共済……病気やケガにより身体に障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。継続的にささえるプラン（定期年金型）と、まとまったお金でささえるプラン（一時金型）を選択でき、両プランへの加入も可能です。
- 特定重度疾病共済
……………三大疾病などの生活習慣病リスクを幅広く保障するプランです。継続的な治療による経済的負担に備えられるよう、まとまった一時金をお支払いします。
- 養老生命共済……万一のときの一定期間の保障とともに、資金形成ニーズにも応えるプランです。

○こども共済…………お子さまの将来の進学時の学資や将来の資金準備のためのプランです。
ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。

○建物更生共済……火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。
また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

■短期共済（共済期間が5年未満の契約）

○自動車共済…………相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、
車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。

○自賠責共済…………法律で全ての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

○傷害共済…………日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。

○火災共済…………住まいの火災損害を保障します。

○農業者賠償責任共済

…………農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障します。

□ 購買事業

購買事業は、肥料や農薬など農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、それを組合員に供給する事業です。

この事業は、計画的な大量購入によって、安い価格で仕入れ、流通経費を節約して、組合員に安く安全でよい品物を供給しようというものです。これを進めるために購買事業では、予約注文・現金決済の方式をとっています。

この方式は、組合員の生活物資・生産資材の購入にあたって、前もってJAに注文しておき、JAはそれをまとめてJA全農に発注し、JA全農はこの大量予約注文を背景にメーカーと交渉して安く仕入れるというものです。そして、JA・組合員はその供給を受けると原則として同時に現金で支払い、流通経費のムダを省こうというものです。

購買事業の取扱品目は多種にわたり、特に、生活関係の扱いでは、プロパンガスや灯油などの燃料関係から食料品、衣料品の供給、葬祭業務なども取り扱っています。

□ 販売事業

販売事業の目的は、組合員の生産した農畜産物などを共同で販売することで、より高い収入が得られるようにしていくことです。

農畜産物の流通は、一般的に、生産者→JA→卸売市場→小売店→消費者という流れになっています。そして、農畜産物の価格は、卸売市場の需要と供給との関係で決まるわけですが、農畜産物は天候に左右されること、季節的な生産であること、さらに多くの農家が有利な作物を求めて競争し合い、物によっては過剰となり、産地間競争が激しくなって農畜産物価格を引き下げてしまう場合もしばしばあります。

この農畜産物価格の不安定を正し、計画的な出荷によって市場で有利な販売を実現しようとするのが、JAの販売事業です。

この目的を達成するためJAグループでは、無条件委託・実費手数料・共同計算・全利用方式というほかの企業にないJA独自の方式を主要な農畜産物について実施しています。

さらに、JAの販売事業は、消費者のみなさんのニーズに応じた新鮮で安全な農畜産物を安定的に供給できるよう生産・販売体制の強化に取り組んでいます。また、地元でとれた農畜産物を地域のみなさんに提供するため直売などの事業についても積極的に取り組んでいます。

□ 指導事業

指導事業は、営農指導事業と生活指導事業に大別されます。これらは、組合員の営農や生活活動がより効果的に行われることを目的に行っています。直接収益を生み出すという事業ではありませんが、販売・購買・信用・共済などの事業のカナメとして取り組んでいます。

● 営農指導事業

営農指導事業は、組合員の営農を指導し、その改善を図っていく重要な事業です。

JAの営農指導は、単に技術指導を行うのではなく、組合員の農業経営全般について指導し、地域営農集団の育成など、協同して合理的な農業経営を確立するよう働きかけていくものです。つまり、生産から流通までの仕組みをJAの総合的な力で指導援助することによって、個々の農家では難しい所得の増大を実現していこうというものです。

● 生活指導事業

生活指導事業は、組合員の生活全般について指導し、組合員や地域社会の生活改善を図っていくものです。

その範囲は、消費生活、健康、文化、娯楽など幅広い活動に及びます。具体的には、健康管理活動や相談活動、家計簿記帳や料理教室、農畜産物の自給運動、生鮮食料品などの共同購入、レクリエーション活動、さらに、地域における助けあい活動などに取り組んでいます。

□ その他の事業

● 利用事業

JAでは、組合員の営農または生活に必要な共同利用施設を設置し、組合員に利用してもらっています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和 6 年度 (令和 7 年 2 月 2 8 日現在)	令和 7 年度 (令和 8 年 2 月 2 8 日現在)
(資産の部)		
1. 信用事業資産	202,815,232	186,657,574
(1) 現 金	517,757	478,117
(2) 預 金	168,782,155	149,863,115
系統預金	168,267,834	149,341,272
系統外預金	514,320	521,843
(3) 有価証券	4,225,940	4,413,870
国 債	488,670	533,640
地 方 債	3,737,270	3,880,230
(4) 貸 出 金	28,434,566	30,743,979
(5) その他の信用事業資産	904,681	1,205,359
未収収益	874,837	1,163,221
その他の資産	29,844	42,137
(6) 貸倒引当金	△ 49,869	△ 46,866
2. 共済事業資産	3,327	2,903
(1) その他の共済事業資産	3,327	2,903
3. 経済事業資産	1,247,697	1,164,224
(1) 経済事業未収金	1,048,452	987,827
(2) 棚卸資産	172,210	168,773
購 買 品	168,906	165,783
その他の棚卸資産	3,303	2,990
(3) リース投資資産	47,052	35,003
(4) その他の経済事業資産	11,836	11,832
(5) 貸倒引当金	△ 31,855	△ 39,212
4. 雑 資 産	250,739	230,576
5. 固定資産	3,002,571	2,813,570
(1) 有形固定資産	3,000,072	2,811,239
建物	3,944,486	3,394,725
機械装置	501,104	502,485
土地	1,818,124	1,700,700
その他の有形固定資産	958,029	890,381
減価償却累計額	△ 4,221,673	△ 3,677,053
(2) 無形固定資産	2,498	2,330
6. 外部出資	11,091,528	11,091,528
系統出資	10,866,013	10,866,013
系統外出資	225,515	225,515
7. 前払年金費用	22,481	13,384
8. 繰延税金資産	237,772	323,492
資 産 の 部 合 計	218,671,349	202,297,255

(単位：千円)

科 目	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
(負債の部)		
1. 信用事業負債	206,419,363	189,964,144
(1) 貯 金	205,993,097	189,187,030
(2) その他の信用事業負債	426,265	777,113
未払費用	41,734	160,103
その他の負債	384,530	617,009
2. 共済事業負債	382,668	412,895
(1) 共済資金	185,237	215,420
(2) 未経過共済付加収入	196,772	196,845
(3) その他の共済事業負債	658	629
3. 経済事業負債	761,353	678,418
(1) 経済事業未払金	588,344	531,398
(2) 経済受託債務	173,008	147,019
4. 雑 負 債	271,098	346,518
(1) 未払法人税等	89,674	143,579
(2) その他の負債	181,424	202,938
5. 諸引当金	141,496	148,780
(1) 賞与引当金	116,635	117,247
(2) 資産除去債務	—	—
(3) 役員退職慰労引当金	24,861	31,533
6. 再評価に係る繰延税金負債	43,701	44,823
負 債 の 部 合 計	208,019,682	191,595,581
(純資産の部)		
1. 組合員資本	10,947,157	11,218,199
(1) 出資金	1,307,933	1,261,564
(2) 資本準備金	904	904
(3) 利益剰余金	9,660,563	9,976,270
利益準備金	2,690,088	2,690,088
その他利益剰余金	6,970,475	7,286,182
施設整備積立金	577,211	577,211
リスク管理強化積立金	5,300,000	5,430,000
経営基盤強化積立金	760,000	900,000
当期末処分剰余金	333,263	378,970
(うち当期剰余金)	242,400	328,123
(4) 処分未済持分	△ 22,244	△ 20,540
2. 評価・換算差額等	△ 295,490	△ 516,525
(1) その他有価証券評価差額金	△ 409,784	△ 629,698
(2) 土地再評価差額金	114,294	113,172
純 資 産 の 部 合 計	10,651,667	10,701,673
負債及び純資産の部合計	218,671,349	202,297,255

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	(令和6年3月1日～令和7年2月28日)		(令和7年3月1日～令和8年2月28日)	
1. 事業総利益		2,381,192		2,488,185
事業収益		4,159,025		4,514,268
事業費用		1,777,833		2,026,082
(1) 信用事業収益		1,267,302		1,669,481
資金運用収益	1,159,059		1,606,955	
(うち預金利息)	(850,460)		(1,232,839)	
(うち有価証券利息)	(34,641)		(40,643)	
(うち貸出金利息)	(273,957)		(333,469)	
(うちその他受入利息)	(0)		(2)	
役務取引等収益	36,504		36,104	
その他事業直接収益	71,738			
その他経常収益			26,421	
(2) 信用事業費用		213,719		472,322
資金調達費用	87,392		335,646	
(うち貯金利息)	(86,258)		(333,171)	
(うち給付補填備金繰入)	(353)		(362)	
(うちその他支払利息)	(780)		(2,112)	
役務取引等費用	50,184		52,188	
その他経常費用	76,143		84,487	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 16,008)		(△ 3,002)	
信用事業総利益		1,053,582		1,197,159
(3) 共済事業収益		589,586		583,081
共済付加収入	560,550		549,371	
その他の収益	29,035		33,710	
(4) 共済事業費用		38,550		38,696
共済推進費	26,846		26,964	
共済保全費	5,112		5,295	
その他の費用	6,591		6,437	
共済事業総利益		551,035		544,384
(5) 購買事業収益		1,880,597		1,841,718
購買品供給高	1,651,095		1,619,624	
購買手数料	206,575		201,849	
その他の収益	22,926		20,244	
(6) 購買事業費用		1,429,053		1,410,333
購買品供給原価	1,376,617		1,351,056	
購買品供給費	27,644		25,613	
その他の費用	24,791		33,662	
(うち貸倒引当金繰入額・戻入益)	(△ 8,022)		(7,357)	
購買事業総利益		451,543		431,384
(7) 販売事業収益		339,799		334,510
販売手数料	237,446		231,314	
その他の収益	102,352		103,195	
(8) 販売事業費用		53,784		61,139
その他の費用	53,784		61,139	
販売事業総利益		286,015		273,370
(9) 保管事業収益		5,436		6,501
(10) 保管事業費用		1,304		1,696
保管事業総利益		4,132		4,804
(11) 利用事業収益		70,255		71,998
(12) 利用事業費用		31,967		32,357
利用事業総利益		38,287		39,640

(単位：千円)

科 目	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
(13) 指導事業収入		6,058		6,987
(14) 指導事業支出		9,462		9,544
指導事業収支差額		△ 3,404		△ 2,557
2. 事業管理費		2,146,589		2,120,491
(1) 人件費		1,662,726		1,644,493
(2) 業務費		193,324		190,314
(3) 諸税負担金		58,626		64,507
(4) 施設費		222,865		217,596
(5) その他事業管理費		9,046		3,580
事業利益		234,603		367,693
3. 事業外収益		170,498		139,739
(1) 受取雑利息		1,152		955
(2) 受取出資配当金		32,754		32,773
(3) 賃貸料		112,753		94,669
(4) 雑収入		23,837		11,341
4. 事業外費用		64,203		49,510
(1) 寄付金		1,305		1,138
(2) 賃貸費用		60,137		41,717
(3) 雑損失		△ 83		△ 14
(うち貸倒引当金繰入額)		(2,843)		(6,668)
経常利益		340,897		457,922
5. 特別利益		-		51,678
(1) 固定資産処分益		-		51,678
(2) 一般補助金		-		-
6. 特別損失		-		22,611
(1) 固定資産処分損		-		22,336
(2) 固定資産圧縮損		-		-
(3) 減損損失		-		274
税引前当期利益		340,897		486,989
法人税、住民税及び事業税		96,362		151,871
法人税等調整額		2,135		6,994
法人税等合計		98,497		158,865
当期剰余金		242,400		328,123
当期首繰越剰余金		90,863		50,846
当期末処分剰余金		333,263		378,970

3. 注 記 表

令和6年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

ア. 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

イ. 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 購買品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② その他の棚卸資産

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。なお、10,000千円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき過去の損失率の実績を算出して予想損失率を求め、これを債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に乗じて、予想損失額を算定しています。

上記以外の債権については、今後の一定期間における予想損失額を見積もり計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えて予想損失率を求め、債権額に対する予想損失率を乗じて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、当組合は退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金積立規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

(リース取引関連)

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に利用収益と利用費用を計上する方法によっています。

(収益認識関連)

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・育苗センター・種子センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、主に役務提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(6)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(7)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示していません。

(8) その他決算書類計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 200,456千円（繰延税金負債との相殺前）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和6年2月に作成した収支計画等を勘案して、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 105,959 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した引当金

雑資産から直接控除されている貸倒引当金の額 121千円

(2) 資産に係る圧縮記帳額

固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額1,413,589千円であり、その内訳は次のとおりです。

建 物	862,760千円	構 築 物	89,403千円	機 械 装 置	430,014千円
車 両 運 搬 具	11,631千円	器 具 備 品	5,815千円	土 地	10,987千円
無形固定資産	2,976千円				

(3) 担保に供している資産

(単位：千円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高
定期預金	6,000,000	質 権	為替仕向	—
定期預金	1,000	質 権	桐生市公共出納事務	1,000
定期預金	100	質 権	桐生市水道料金	—
合 計	6,001,100		合 計	1,000

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権・及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 36,226千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 一千円

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

① 債権のうち農協法等開示債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は120,830千円で、危険債権額は21,253千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は142,083千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

② 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価にかかる繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ・ 再評価を行った年月日 平成11年2月28日
- ・ 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 **67,896千円**
- ・ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価額（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごと、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
新田農機センター	営業用店舗	土地、建物、構築物	-
閑借地	遊休	建物	-

②減損損失の認識に至った経緯

新田農機センターについては当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

閑借地については、ATMおよび倉庫用地としての借地契約を令和7年度中に解消する方針となり、令和5年度にATMを廃止し、倉庫としても短期での運用に限定されることから遊休資産とし、借地上の固定資産帳簿価額および原状回復に要する見積額の全額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

新田農機センター	2,642千円（土地1,223千円、建物1,255千円、構築物163千円）
閑借地	10,231千円（建物10,231千円）

④回収可能額の算定方法

新田農機センターの固定資産の回収可能価額について、土地は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。なお土地以外は備忘価格としています。

閑借地の建物（原状回復に要する見積り額を含む）の回収可能価額は備忘価額としています。

5. 金融商品に関する注記

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫等へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に国債や地方債であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「自己査定に基づく資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買等を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に際し参照しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.33%上昇したものと想定した場合には、経済価値が150,305千円減少するものと把握しています。

当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、流動性リスクについては、運用・調達について定期的に資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	174,118,499	174,064,201	△ 54,297
有価証券			
その他有価証券	3,992,500	3,992,500	-
貸出金	29,924,566		
貸倒引当金	△ 65,959		
貸倒引当金控除後	29,858,606	29,800,991	△ 57,614
資 産 計	207,969,605	207,857,693	△ 111,912
貯金	210,006,398	209,884,190	△ 122,207
負 債 計	210,006,398	209,884,190	△ 122,207

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下、「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	8,464,478

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	173,618,499	-	-	-	-	500,000
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	200,000	-	300,000	3,800,000
貸出金(*1, 2)	2,148,121	1,960,318	1,983,358	1,984,035	1,854,442	19,903,807
合計	175,766,620	1,960,318	2,183,358	1,984,035	2,154,442	24,203,807

(*1) 貸出金のうち、当座貸越164,394千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等90,482千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	199,025,169	6,096,660	4,135,688	513,885	210,941	24,053

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	-	-
	地方債	929,270	899,567
	合計	929,270	899,567
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	531,900	592,321
	地方債	2,531,330	2,800,000
	合計	3,063,230	3,392,321
合計	3,992,500	4,291,889	△ 299,389

(*) 上記評価差額に繰延税金資産82,811千円を加えた額△216,578千円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度、特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△	7,347	千円
退職給付費用		109,144	千円
退職給付の支払額	△	38,582	千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△	32,685	千円
特定退職金共済制度への拠出金	△	58,264	千円
期末における前払年金費用	△	27,736	千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務		1,631,089	千円
確定給付企業年金制度	△	774,553	千円
特定退職金共済制度	△	884,271	千円
未積立退職給付債務	△	27,736	千円
前払年金費用	△	27,736	千円

④ 退職給付に関する損益

勤務費用		109,144	千円
退職給付費用		109,144	千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金17,677千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、163,698千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産		
その他有価証券評価差額金		82,811 千円
減損損失		51,859 千円
賞与引当金		32,608 千円
前受収益		20,761 千円
役員退職慰労引当金		12,964 千円
不計上未収貸付金利息		10,083 千円
不計上雑収入（出資金）		6,985 千円
未払法定福利費		5,546 千円
未払事業税・地方法人特別税		4,146 千円
貸倒引当金		3,470 千円
不計上購買未収金利息		2,536 千円
資産除去債務		2,102 千円
前払金		1,975 千円
その他		2,342 千円
<hr/>		
繰延税金資産小計		240,195 千円
評価性引当額	△	39,738 千円
<hr/>		
繰延税金資産合計（A）		200,456 千円
繰延税金負債		
リース投資資産	△	18,020 千円
全農合併に伴うみなし配当否認額	△	8,730 千円
前払年金費用	△	7,671 千円
<hr/>		
繰延税金負債合計（B）	△	34,423 千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）		
		166,033 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66	%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.32	%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.58	%
住民税等均等割額	2.05	%
評価性引当額の増減	△ 2.54	%
その他	△ 0.14	%
<hr/>		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.78	%

9. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

10. その他の注記

(1) リース取引に関する会計基準に基づく注記

(借手側)

① オペレーティングリース取引にかかる未経過リース料			
1 年 以 内	1 年 超	合	計
12,635千円	29,943千円		42,578千円

(貸手側)

① リース投資資産の内訳		
リース料債権部分	69,011千円	
見積残存価額部分	— 千円	
受取利息相当額 △	9,910千円	
合 計	59,101千円	

(2) 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

①資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

ア. 当該資産除去債務の概要

当組合の新里関地区の旧ATM建物、倉庫等は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結していますが、令和7年度までに賃借契約終了の方針としたことから、履行時期を合理的に見積もることが

可

能となったため、当期において原状回復義務に関する資産除去債務を計上しています。

イ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は2年、割引率は0%を採用しています。

ウ. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	— 千円
見積りの変更による増加額	7,600千円
期 末 残 高	7,600千円

②貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、大間々支店等に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該大間々支店等は当組合が業務を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ① その他有価証券
ア. 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
イ. 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ② その他の棚卸資産
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- ② 無形固定資産
定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。なお、10,000千円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき過去の損失率の実績を算出して予想損失率を求め、これを債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に乗じて、予想損失額を算定しています。
上記以外の債権については、今後の一定期間における予想損失額を見積もり計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えて予想損失率を求め、債権額に対する予想損失率を乗じて算定しています。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。
- ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、当組合は退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金積立規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

(リース取引関連)

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に利用収益と利用費用を計上する方法によっています。

(収益認識関連)

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 利用事業

カントリーエレベーター・育苗センター・種子センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。

この利用者等に対する履行義務は、主に役務提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他決算書類計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 347,016千円（繰延税金負債との相殺前）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和8年2月に作成した収支計画等を勘案して、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 274千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、前々事業年度実績・前事業年度実績・当事業年度見込による予測値に、翌事業年度以降の計画を踏まえた一定の仮定を算出して算出しています。割引率は、当組合の過去3年間の実績に基づく固定資産事業利益率により算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 86,102千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した引当金

雑資産から直接控除されている貸倒引当金の額 23千円

(2) 資産に係る圧縮記帳額

固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,395,052千円であり、その内訳は次のとおりです。

建	物	862,760千円	構	築	物	89,403千円	機	械	装	置	414,454千円		
車	両	運	搬	具	11,631千円	器	具	備	品	5,815千円	土	地	10,987千円

(3) 担保に供している資産

(単位：千円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務			
種	類	期末帳簿価額	担保権の種類	内	容	期末残高
定期預金		6,000,000	質	権	—	—
現金		100	質	権	桐生市水道料金	6
合	計	6,000,100		合	計	6

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 74,079千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額 一千円

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

① 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は92,580千円、危険債権額は58,626千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は151,206千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

② 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価にかかる繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ・ 再評価を行った年月日 平成11年2月28日
- ・ 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 **74,273千円**
- ・ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価額（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については**地区の支店・事務所**ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類
新田農機センター	営業用店舗	器具備品

②減損損失の認識に至った経緯

新田農機センターについては当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と固定資産の種類毎の減損損失の内訳

新田農機センター 274千円（器具備品）

④回収可能額の算定方法

新田農機センターの固定資産の回収可能価額について、土地は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。なお土地以外は備忘価格としています。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫等へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に国債や地方債であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に**リスク管理課**を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「自己査定に基づく資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買等を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に際し参照しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.47%上昇したものと想定した場合には、経済価値が**121,621**千円減少するものと把握しています。

当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、流動性リスクについては、運用・調達について定期的に資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	149,863,115	149,411,932	△ 451,183
有価証券			
その他有価証券	4,413,870	4,413,870	-
貸出金	30,743,979		
貸倒引当金	△ 46,866		
貸倒引当金控除後	30,697,112	29,995,263	△ 701,849
資 産 計	184,974,098	183,821,065	△ 1,153,032
貯金	189,187,030	188,566,700	△ 620,330
負 債 計	189,187,030	188,566,700	△ 620,330

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下、「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	11,091,528

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	149,363,115	-	-	-	-	500,000
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	200,000	-	300,000	300,000	200,000	4,300,000
貸出金(*1, 2)	2,398,093	2,310,869	2,285,947	2,195,914	1,988,136	19,463,992
合計	151,961,208	2,310,869	2,585,947	2,495,914	2,188,136	24,263,992

(*1) 貸出金のうち、当座貸越188,640千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等101,027千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	179,587,910	4,533,040	4,349,347	236,565	430,986	49,180

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	-	-
	地方債	200,760	200,000
	政府保証債	-	-
	合計	200,760	200,000
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	533,640	693,197
	地方債	3,679,470	4,399,771
	政府保証債	-	-
	合計	4,213,110	5,092,968
合計	4,413,870	5,292,968	△ 879,098

(*) 上記評価差額に繰延税金資産249,400千円を加えた額△629,698千円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度、特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△	22,481	千円
退職給付費用		103,947	千円
退職給付の支払額	△	11,046	千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△	33,033	千円
特定退職金共済制度への拠出金	△	50,770	千円
期末における前払年金費用	△	13,384	千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務		1,734,385	千円
確定給付企業年金制度	△	817,263	千円
特定退職金共済制度	△	930,506	千円
未積立退職給付債務	△	13,384	千円
前払年金費用	△	13,384	千円

④ 退職給付に関する損益

勤務費用		103,947	千円
退職給付費用		103,947	千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金17,299千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、126,924千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産		
その他有価証券評価差額金		249,400 千円
減損損失		36,508 千円
賞与引当金		32,430 千円
減価償却超過額(借地造成費)		13,700 千円
前受収益		12,467 千円
不計上未収貸付金利息		9,550 千円
不計上雑収入(出資金)		9,170 千円
役員退職慰労引当金		8,945 千円
未払事業税・地方法人特別税		8,894 千円
建物解体費用		5,603 千円
未払法定福利費		5,551 千円
不計上購買未収金利息		2,638 千円
前払金		743 千円
その他		2,391 千円
繰延税金資産小計		397,997 千円
評価性引当額	△	50,981 千円
繰延税金資産合計(A)		347,016 千円
繰延税金負債		
リース投資資産	△	10,866 千円
全農合併に伴うみなし配当否認額	△	8,954 千円
前払年金費用	△	3,702 千円
繰延税金負債合計(B)	△	23,523 千円
繰延税金資産の純額(A) + (B)		323,492 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66	%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.70	%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.93	%
住民税等均等割額	1.34	%
評価性引当額の増減	3.03	%
修正申告等による影響額	0.33	%
その他	△ 0.51	%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.62	%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以降に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」課税が行われることとなりました。これに伴い、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.37%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は6,760千円増加し、その他有価証券評価差額金は6,241千円増加し、法人税等調整額は518千円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は1,121千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

9. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

10. その他の注記

(1) リース取引に関する会計基準に基づく注記

（借手側）

① オペレーティングリース取引にかかる未経過リース料			
1年以内	1年超	合	計
15,800千円	26,440千円		42,241千円

（貸手側）

① リース投資資産の内訳		
リース料債権部分		40,700千円
見積残存価額部分		—千円
受取利息相当額	△	5,697千円
合	計	35,003千円

(2) 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

① 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、大間々支店等に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該大間々支店等は当組合が業務を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和6年度	令和7年度
1. 当期末処分剰余金	333,263,720	378,970,499
2. 剰余金処分額	282,417,200	311,979,500
(1) 任意積立金	270,000,000	300,000,000
リスク管理強化積立金	130,000,000	300,000,000
経営基盤強化積立金	140,000,000	-
(2) 出資配当金	12,417,200	11,979,500
3. 次期繰越剰余金	50,846,520	66,990,999

5. 部門別損益計算書

令和7年3月1日から令和8年2月28日まで

(単位：千円)

区 分	合 計	信 用 業	共 事 業	農 業 関 連 業	生 活 そ の 他 業	営 農 指 導 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	4,514,278	1,669,481	583,081	2,122,085	132,642	6,987	
事業費用 ②	2,026,092	472,322	38,696	1,473,113	32,414	9,544	
事業総利益 ③=①-②	2,488,185	1,197,159	544,384	648,972	100,227	△ 2,557	
事業管理費 ④	2,120,491	783,472	489,735	625,121	103,217	118,944	
(うち減価償却費) ⑤	70,887	22,559	15,956	28,366	1,959	2,044	
(うち人件費) ⑤'	1,644,493	588,950	394,917	476,953	83,540	100,131	
※うち共通管理費 ⑥		263,940	135,455	187,874	27,297	22,588	△ 637,156
(うち減価償却費) ⑦		5,824	2,988	4,145	602	498	△ 14,059
(うち人件費) ⑦'		147,166	75,526	104,753	15,220	12,594	△ 355,262
事業利益 ⑧=③-④	367,693	413,686	54,648	23,850	△ 2,989	△ 121,501	
事業外収益 ⑨	139,739	57,886	29,707	41,204	5,986	4,954	
※うち共通分 ⑩		50,361	25,845	35,847	5,208	4,310	△ 121,573
事業外費用 ⑪	49,510	20,509	10,525	14,598	2,121	1,755	
※うち共通分 ⑫		20,509	10,525	14,598	2,121	1,755	△ 49,510
経常利益 ⑬=⑧+⑨-⑪	457,922	451,063	73,830	50,455	875	△ 118,303	
特別利益 ⑭	51,678	21,407	10,986	15,238	2,214	1,832	
※うち共通分 ⑮		10,703	5,493	7,619	1,107	916	△ 25,839
特別損失 ⑯	22,611	9,366	4,807	6,667	968	801	
※うち共通分 ⑰		2,809	1,442	2,000	290	240	△ 6,783
税引前当期利益 ⑱=⑬+⑭-⑯	486,989	463,104	80,009	59,026	2,121	△ 117,272	
営農指導事業分配賦額 ⑲		25,182	12,923	76,561	2,604	△ 117,272	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳=⑱-⑲	486,989	437,922	67,086	△ 17,534	△ 483		

※①、②の「合計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。一方、損益計算書の事業収益、事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分を記載しています。

(注)

1. 共通管理費等、営農指導事業及び共通資産の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等 (人頭割+事業総利益割+人件費を除く事業管理費割) の平均値

(2) 営農指導事業 農業関連事業50%+共通管理費割50%

(3) 共通資産 共通管理費割

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

区 分	信 用 業	共 事 業	農 業 関 連 業	生 活 そ の 他 業	営 農 指 導 業	計
共通管理費等	41.4%	21.3%	29.5%	4.3%	3.5%	100.0%
営農指導事業	21.5%	11.0%	65.3%	2.2%		100.0%

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	計	信 用 業	共 事 業	農 業 関 連 業	生 活 そ の 他 業	営 農 指 導 業	共通資産
事業別の総資産	202,297,255	186,657,574	2,903	1,117,655	46,568		14,472,552
総資産(共通資産配賦後)	202,297,255	192,652,796	3,079,686	5,385,078	666,609	513,083	

6. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和7年3月1日から令和8年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年5月8日

新田みどり農業協同組合
代表理事組合長 新井 順一

7. 会計監査人の監査

令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
経常収益	7,993	4,083	4,010	4,159	4,514
信用事業収益	1,220	1,111	1,105	1,267	1,669
共済事業収益	717	651	603	589	583
農業関連事業収益	5,387	2,149	2,150	2,155	2,122
その他事業収益	660	170	150	146	139
経常利益	373	347	331	640	457
当期剰余金	277	258	242	333	328
出資金	1,344	1,345	1,334	1,307	1,261
(出資口数)	1,344,349	1,345,044	1,334,797	1,307,933	1,261,564
純資産額	10,414	10,476	10,649	10,651	10,701
総資産額	218,718	218,506	222,392	218,671	202,297
貯金等残高	205,767	206,048	210,006	205,993	189,187
貸出金残高	27,983	28,482	29,924	28,434	30,743
有価証券残高	3,120	3,548	3,992	4,225	4,413
剰余金配当金額					
・出資配当の額	12	12	12	12	12
・事業利用分量配当の額	-	-	-	-	-
職員数(人)	257	243	246	243	235
単体自己資本比率(%)	13.93	14.81	15.1	14.86	16.69

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 純資産額とは、貸借対照表の総資産額から総負債額を差し引いた金額です。
 4. 単体自己資本比率は農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準の単体自己資本比率の算式に基づき算出しています。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	令和6年度	7年度	増減	
収支差額	資金運用収支	1,071	1,271	200
	役務取引等収支	-13	-16	-3
	その他事業収支	-4	-58	-54
	信用事業収支計	1,053	1,197	144
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	1,053 (0.51)	1,255 (0.64)	202 (0.13)	
事業粗利益 (事業粗利益率)	2,381 (1.05)	2,545 (1.2)	164 (0.15)	
事業純益	202	418	216	
実質事業純益	202	425	223	
コア事業純益	202	425	223	
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	202	425	223	

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度			7年度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	207,767	1,159	0.56	201,687	1,605	0.82
うち預金	173,824	850	0.49	167,832	1,232	0.77
うち有価証券	4,607	34	0.75	5,078	40	0.79
うち貸出金	29,335	273	0.93	29,966	333	1.11
資金調達勘定	210,453	87	0.04	199,749	333	0.17
うち貯金・定積	210,453	87	0.04	199,749	333	0.17
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	-	-	-	-	-	-
総資金利ざや	—		0.27	—		0.39

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価(資金調達利回り+経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中央金庫からの事業利用分量配当金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度増減額	7年度増減額
受 取 利 息	148	450
預 金	191	382
有価証券	4	6
貸 出 金	△ 48	62
支 払 利 息	48	247
貯 金	48	247
譲渡性貯金	-	-
借 入 金	-	-
差 引	100	203

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、農林中央金庫からの事業利用分量配当金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度		7年度		増 減
	平均残高	構 成 比	平均残高	構 成 比	
流 動 性 貯 金	69,547	33.0	68,007	34.0	-1,540
定 期 性 貯 金	140,823	66.9	131,714	65.9	-9,109
そ の 他 の 貯 金	82	0.0	27	0.0	-55
合 計	210,453	100.0	199,749	100.0	-10,704

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

②定期貯金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		7年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
定期貯金	131,195	100.0	120,665	100.0	-10,530
固定金利定期	131,172	100.0	120,642	100.0	-10,530
変動金利定期	22	0.0	22	0.0	0

(注) 1. 固定金利定期…預入時に満期日までの利率が確定する金利定期貯金

2. 変動金利定期…預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する金利定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	7年度	増 減
証 書 貸 付 金	28,440	29,789	1,349
当 座 貸 越	157	177	20
金 融 機 関 貸 付	737	0	-737
合 計	29,335	29,966	631

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円または百万円、%)

種 類	令和6年度		7年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固定金利貸出	13,157	46.3	16,621	54.1	3,464
変動金利貸出	15,277	53.7	14,122	45.9	-1,155
合 計	28,434	100.0	30,743	100.0	2,309

(注) 1. 固定金利貸出…貸出実行時に償還日までの利率が確定する貸出金

2. 変動金利貸出…貸出期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する貸出金

③貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	7年度	増 減
貯金・定期積金等	419	371	-48
有 価 証 券	0	0	0
動 産	0	0	0
不 動 産	372	304	-68
そ の 他 担 保 物	0	0	0
計	792	676	-116
農業信用基金協会保証	13,185	13,116	-69
そ の 他 保 証	5,612	6,431	819
計	18,797	19,547	750
信 用	8,844	10,519	1,675
合 計	28,434	30,743	2,309

④債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する事項なし

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度		7年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
設 備 資 金	26,510	93.2	28,782	93.6	2,272
運 転 資 金	1,922	6.8	1,957	6.4	35
合 計	28,434	100.0	30,743	100.0	2,309

⑥貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

業 種	令和6年度		7年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
農 業	3,035	10.7	3,148	10.2	113
林 業	38	0.1	37	0.1	-1
製 造 業	5,489	19.3	5,759	18.7	270
鉱 業	61	0.2	57	0.2	-4
建設業・不動産業	1,213	4.3	1,219	4.0	6
電気・ガス・熱供給・水道業	319	1.1	308	1.0	-11
運 輸 ・ 通 信 業	878	3.1	918	3.0	40
金 融 ・ 保 険 業	136	0.5	137	0.4	1
卸売・小売・サービス業・飲食業	6,031	21.2	6,310	20.5	279
地方公共団体	8,761	30.8	10,439	34.0	1,678
そ の 他	2,468	8.7	2,406	7.8	-62
うち個人	2,468	8.7	2,406	7.8	-62
うち法人	0	0.0	0	0.0	0
合 計	28,434		30,743		2,309

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	7年度	増 減
農業			
穀作	12	17	5
野菜・園芸	561	552	-9
果樹・樹園農業	17	18	1
工芸作物	0	0	0
養豚・肉牛・酪農	924	929	5
養鶏・養卵	0	0	0
養蚕	0	0	0
その他農業	72	61	-11
農業関連団体	0	0	0
合 計	1,589	1,580	-9

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業生産法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営たる主たる業種が明確に位置づけられないもの、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	7年度	増 減
プロパー資金	653	636	-17
農業制度資金	936	944	8
農業近代化資金	653	687	34
その他制度資金	283	256	-27
合 計	1,589	1,580	-9

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する事項なし

⑧農協法に基づく開示債権の残高および金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全残高

(単位：百万円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額				
		担保	保証	引当	合計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6年度	91	25	21	44	91
	7年度	92	25	29	38	92
危険債権	6年度	32	7	20	-	28
	7年度	58	7	47	-	54
要管理債権	6年度	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	6年度	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	6年度	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-
小 計	6年度	123	33	41	44	119
	7年度	151	32	76	38	146
正 常 債 権	6年度	28,334				
	7年度	30,633				
合 計	6年度	28,458				
	7年度	30,784				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況
開示する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度				7年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	9	5	0	10	5	5	12	0	5	12
個別貸倒引当金	56	44	0	56	44	75	73	0	75	73
合 計	65	49	0	66	49	81	86	0	81	86

(注) 「期中減少額」の「目的使用」欄は、対象債権の償却処理に充てた額を記載してあります。
決算での洗い替え計上にかかる戻入額は「その他」に記載してあります。

⑪貸出金償却の額

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	7年度
貸出金償却	-	-

(3) 内国為替取扱実績

(単位：百万円)

種 類		令和6年度		7年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	23	153	25	152
	金額	39,109	43,208	51,298	42,567
代金取立為替	件数	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-
雑 為 替	件数	4	2	3	2
	金額	35,907	34,180	44,491	42,863
合 計	件数	27	157	29	154
	金額	75,017	77,388	95,789	85,430

(4) 有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	7年度	増 減
国 債	592	606	14
地 方 債	4,015	4,471	456
合 計	4,607	5,078	471

②商品有価証券種類別平均残高

当組合は、この取り扱いにかかわる業務を行っておりませんので、対象となる商品有価証券はありません

③有価証券残存期間別残高

【令和6年度末】

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	-	-	-	-	-	488	-	488
地 方 債	-	202	598	0	478	2,457	-	3,737

【令和7年度末】

(単位：百万円)

種 類	1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	-	-	-	-	99	433	-	533
地 方 債	200	299	487	-	1,014	1,877	-	3,880

(5) 有価証券の時価情報等

①有価証券の時価情報等

(単位：百万円)

保有区分	令和6年度			7年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的						
満期保有目的	-	-	-	-	-	-
そ の 他	4,792	4,225	△ 567	5,292	4,413	△ 879
合 計	4,792	4,225	△ 567	5,292	4,413	△ 879

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっております。
3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
5. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としております。

②金銭の信託の時価情報等

開示の対象となる取引はありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

開示の対象となる取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円、件)

種 類	令和6年度				7年度				
	件数	新契約高	件数	保有契約高	件数	新契約高	件数	保有契約高	
生	終身共済	364	1,768	11,679	81,793	356	1,974	11,550	77,508
	定期生命共済	53	480	301	2,334	19	150	309	2,442
	養老生命共済	68	160	3,618	18,423	74	208	3,349	16,360
	こども共済	56	113	2,170	4,866	67	133	2,121	4,736
命	医療共済	305	2	7,436	1,088	313	13	7,300	991
	がん共済	75	-	1,622	172	346	-	1,745	160
	定期医療共済	-	-	152	152	-	-	145	146
	介護共済	120	367	804	1,972	99	329	876	2,226
系	認知症共済	7		-		4		30	
	生活障害共済	29		-		13		264	
	特定重度疾病共済	42		-		20		436	
	年金共済	78	-	5,235	24	54	54	5,078	24
建物更生共済	592	5,810	13,046	144,492	525	4,993	12,749	141,596	
合 計	1,733	8,588	44,606	250,454	1,823	7,669	43,831	241,455	

- (注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む、死亡保障を伴わない共済を記載するときの金額欄は斜線。））を表示しています。
2. JA共済は、農業協同組合法に基づきJAとJA全共連で共同して事業を行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故がおきた場合に当JAが負う共済責任につきましては、JA全共連がすべての共済責任を負うことになっています（短期共済も同様です）。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：百万円、件)

種 類	令和6年度				7年度			
	件数	新契約高	件数	保有契約高	件数	新契約高	件数	保有契約高
医 療 共 済	305	2	7,436	27	313	27	7,300	25
		5		393		37		433
が ん 共 済	75	0	1,622	8	346	0	1,745	7
						28		34
定 期 医 療 共 済	-	0	152	0	-	0	145	0
合 計	380	2	9,210	27	659	27	9,190	33
		5		393		65		468

- (注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を表示しています。
- なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を表示しています。
2. 医療共済及びがん共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、定期医療共済の金額は入院共済金額です。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：百万円、件)

種 類	令和6年度				7年度			
	件数	新契約高	件数	保有契約高	件数	新契約高	件数	保有契約高
介護共済	120	459	804	2,483	99	455	876	2,845
認知症共済	7	12	29	56	4	5	30	55
生活障害共済(一時金型)	26	91	196	553	12	44	198	549
生活障害共済(定期年金型)	3	2	66	54	1	1	66	55
特定重度疾病共済	42	36	422	397	20	14	436	404
合 計	990	3,005,675	7,585	3,543	0	0	0	0

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円、件)

種 類	令和6年度				7年度			
	件数	新契約高	件数	保有契約高	件数	新契約高	件数	保有契約高
年金開始前	78	38	4,347	2,748	54	21	4,142	2,595
年金開始後	-	-	888	373	-	-	936	416
合 計	78	38	5,235	3,122	54	21	5,078	3,011

(注) 金額は、年金年額を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円、件)

種 類	令和6年度		7年度	
	件数	契約高	件数	契約高
火災共済	2,450	29,565	2,476	30,273
自動車共済	20,498	 	20,647	
傷害共済	14,114	82,183	13,179	76,577
団体定期生命共済	-	-	-	-
定額定期生命共済	1	4	1	4
賠償責任共済	264	 	258	
自賠責共済	5,506	 	5,683	
計	42,833	 	42,244	

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を表示しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

①受託購買品

該当はありません

②買取購買品

(単位：千円)

種 類		取 扱 高	
		令和6年度	7年度
生 産 資 材	肥 料	322,059	335,583
	農 薬	341,950	338,688
	生 産 資 材	265,194	275,940
	飼 料	3,250,205	3,365,786
	園 芸 資 材	431,577	428,744
	種 苗	128,874	124,764
	農 業 機 械	229,640	210,588
	自動車(除く二輪)	17,866	29,893
	燃 料	201,037	204,613
	そ の 他	90,757	174,761
	小 計	5,279,163	5,489,364
生 活 資 材	食 品 ・ 食 材	57,096	55,972
	生活資材・設備	113,342	123,752
	L P ガ ス	103,825	95,286
	葬 祭	351,666	327,719
	小 計	625,931	602,731
	合 計	5,905,095	6,092,096

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

①受託販売品

(単位：千円)

種 類	令和6年度	7年度
	取扱高	取扱高
米	208,012	365,743
麦	44,454	49,322
野 菜	7,983,116	7,658,365
果 実	294,323	277,475
畜 産 物	4,729,797	4,357,645
ま ゆ	234	257
計	13,259,939	12,708,808

②買取販売品

該当はありません

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和6年度	7年度
収	保 管 料	5,385	6,299
	保 管 雑 収 入	51	201
益	計	5,436	6,501
費	保 管 雑 費	1,304	1,696
	計	1,304	1,696
用	差 引	4,132	4,804

(4) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和6年度	7年度
収	育 苗 ・ 種 子	17,743	15,897
	カ ン ト リ ー	31,455	36,108
	リ ー ス	12,048	12,048
	そ の 他	9,007	7,943
	計	70,255	71,998
費	育 苗 ・ 種 子	6,072	5,693
	カ ン ト リ ー	12,406	13,092
	リ ー ス	12,048	12,048
	そ の 他	1,439	1,522
	計	31,967	32,357
用	差 引	38,287	39,640

(5) 指導事業収支内訳

(単位：千円)

項 目		令和6年度	7年度
収	指 導 事 業 補 助 金	2,157	2,146
	そ の 他 の 収 益	3,900	4,840
	計	6,058	6,987
支	営 農 改 善 費	3,002	2,775
	園 芸 振 興 費	362	1,175
	生 活 改 善 費	1,279	932
	組 織 活 動 費	4,654	4,535
	教 育 広 報 費	163	125
	計	9,462	9,544
差 引	△ 3,404	△ 2,557	

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%、ポイント)

項目	令和6年度	7年度	増減
総資産経常利益率	0.15	0.22	0.07
資本経常利益率	3.09	4.15	1.06
総資産当期純利益率	0.11	0.15	0.04
資本当期純利益率	2.2	2.97	0.77

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%、ポイント)

項目	令和6年度	7年度	増減	
貯貸率	期末	13.80	16.25	2.45
	期中平均	13.94	15.00	1.06
貯証率	期末	2.05	2.33	0.28
	期中平均	2.19	2.54	0.35

(注) 1. 貯貸率(期末)＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期末)＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	10,934	11,206
うち、出資金及び資本準備金の額	1,308	1,262
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	9,660	9,976
うち、外部流出予定額 (△)	12	11
うち、上記以外に該当するものの額	-22	-20
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5	12
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	5	12
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	10,940	11,218
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	2	2
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2	2
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	16	9
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	18	12

項 目	令和6年度	令和7年度
自己資本		
自己資本の額（(イ) - (ロ)）（ハ）	10,921	11,206
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	69,195	65,184
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	69,195	
うち、他の金融機関等向けのエクスポージャー	-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		-
勘定間の振替分		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,296	1,920
信用リスク・アセット調整額	-	
フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	73,491	67,104
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ) / (ニ)）	14.86	16.69

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成27年金融庁・農水省告示第7号）に基づき算出しております。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては、標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては標準的手法で算出しており、算出に使用するILMについては令和7年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャー の 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	517	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	594	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	12,983	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	168,817	33,763	33,763
法人等向け	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	4,638	3,478	1,187
抵当権付住宅ローン	1,084	379	253
不動産取得等事業向け	4	4	4
三月以上延滞等	28	24	24
取立未済手形	29	5	5
信用保証協会等保証付	13,190	1,319	1,306
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-
出資等	552	552	552
（うち出資等のエクスポージャー）	552	552	552
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-
上記以外	16,692	32,653	32,096
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	10,539	26,347	26,347
（うち特定項目のうち調整項目に参入されない部分に係るエクスポージャー）	101	254	254
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャー の 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	6,052	6,052	5,494
証券化	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-
(うち非STC要件適用分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	219,128	72,177	69,190
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・セットの額)	219,135	72,182	69,195
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
		4,296	172
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計 c	所要自己資本額 d = c × 4%
		73,491	2,939

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接生産参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本比率の額
ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和7年度		
	エクスポージャー の 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	478	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	695	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0
国際決済銀行等向け	0	0	0
我が国の地方公共団体向け	15,072	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0
国際開発銀行向け	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	150,069	30,013	1,200
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	0	0	0
カバード・ボンド向け	0	0	0
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	0	0	0
（うち特定貸付債権向け）	0	0	0
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,106	744	29
（うちトランザクター向け）	5	2	0
不動産関連向け	5,032	1,072	42
（うち自己居住用不動産等向け）	5,032	1,072	42
（うち賃貸用不動産向け）	0	0	0
（うち事業用不動産関連向け）	0	0	0
（うちその他不動産関連向け）	0	0	0
（うちADC向け）	0	0	0
劣後債券及びその他資本性証券等	0	0	0
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	105	28	1
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	11	2	0
取立未済手形	41	8	0
信用保証協会等による保証付	13,126	1,299	51
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0
株式等	552	552	22
共済約款貸付	0	0	0

	令和7年度		
	エクスポージャー の 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
上記以外	0	0	0
（うち重要な出資のエクスポージャー）	0	0	0
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	0	0	0
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	10,539	26,347	1,053
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	66	165	6
（うち総体上等の議決権の百分率を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	0	0	0
（うち総体上等の議決権の百分率を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	0	0	0
（うち上記以外のエクスポージャー）	980	980	39
証券化	0	0	0
（うちSTC要件適用分）	0	0	0
（短期STC要件適用分）	0	0	0
（うち不良債権証券化適用分）	0	0	0
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	0	0	0
再証券化	0	0	0
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	0	0	0
（うちルックスルー方式）	0	0	0
（うちマンドート方式）	0	0	0
（うち蓋然性方式250%）	0	0	0
（うち蓋然性方式400%）	0	0	0
（うちフォールバック方式）	0	0	0
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	0	0	0
標準的手法を運用するエクスポージャー別計	0	0	0
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	0	0	0
中央清算期間関連エクスポージャー	0	0	0
合計(信用リスク・セットの額)	202,844	65,184	2,607
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	-		-
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	1,920		76
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	67,104		2,684

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,920
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	76
BI	1,280
BIC	153

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

- ・株式会社格付投資情報センター (R & I)
- ・株式会社日本格付研究所 (J C R)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
- ・S & P グローバルレーティング (S & P)
- ・フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業務別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

項 目	令和6年度				令和7年度				
	信用リスクに				信用リスクに				
	関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	
法	農 業	802	802	-	10	827	827	-	3
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	14	14	-	14	11	11	-	11
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
人	金融・保険業	2,823	-	-	-	274	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	2	2	-	-	-	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	13,578	8,777	4,800	-	15,767	10,464	5,302	-
	上記以外	17,604	1,059	-	0	17,163	995	-	14
	個 人	18,906	18,906	-	79	19,527	19,527	-	87
	その他	165,480	-	-	-	149,273	-	-	-
	業種別残高計	219,211	29,562	4,800	104	202,844	31,825	5,302	116
	1年以下	159,282	157	-		141,041	175	200	
	1年超3年以下	685	485	200		934	633	300	
	3年超5年以下	1,705	1,104	601		2,277	1,776	500	
	5年超7年以下	2,426	2,426	-		1,878	1,878	-	
	7年超10年以下	4,283	3,782	500		5,405	4,201	1,203	
	10年超	23,716	20,216	3,499		24,935	21,838	3,097	
	期限の定めのないもの	27,112	1,388	-		26,371	1,320	-	
	残存期間別残高計	219,211	29,562	4,800		202,844	31,825	5,302	

（注）

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほかコミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 当組合では、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度						令和7年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
一般貸倒引当金	10	5	-	10	5	-	5	12	-	5	12	-	
個別貸倒引当金	95	75	-	95	75	-	75	73	-	75	73	-	
法 人	農 業	7	7	-	7	7	-	7	3	-	7	3	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	17	14	-	17	14	-	14	11	-	14	11	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱 供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲 食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	0	0	-	0	0	-	0	12	-	0	12	-
	個 人	69	53	-	69	53	-	53	46	-	53	46	-
	業種別計	95	75	-	95	75	-	75	73	-	75	73	-

(注) 当組合では、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

④信用リスク・アセット残高内訳表

[令和7年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F(=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額 E	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	478		478			0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	695		695		0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150						
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0	15,072		15,072		0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150						
国際開発銀行向け	0~150						
地方公共団体金融機構向け	10~20						
我が国の政府関係機関向け	10~20						
地方三公社向け	20						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	150,069		150,069		30,013	0
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150						
カバード・ボンド向け	10~100						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150						
（うち特定貸付債権向け）	20~150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	2,092	130	1,715	13	744	0
（うちトランザクター向け）	45		57		5	2	0
不動産関連向け	20~150	5,032		5,021		1,072	0
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	5,032		5,021		1,072	0
（うち賃貸用不動産向け）	30~150						
（うち事業用不動産関連向け）	70~150						
（うちその他不動産関連向け）	60						
（うちADC向け）	100~150						
劣後債券及びその他資本性証券等	150						
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	31		31		28	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	11		11		2	0
取立未済手形	20	41		41		8	0
信用保証協会等による保証付	0~10	13,126		12,995		1,299	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						
株式等	250~400	552		552		552	0
共済約款貸付	0						
上記以外	100~1250	15,554	0	15,554	0	31,462	0
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250						
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250~400						
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	10,539		10,539		26,347	0
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	66		66		165	0
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250						
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150						
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	4,949	0	4,949	0	4,949	0

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減		CCF・信用リスク削減			リスク・ウェイトの加重平均値
		効果適用前		効果適用後			
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
証券化	—						
（うちSTC要件適用分）	—						
（短期STC要件適用分）	—						
（うち不良債権証券化適用分）	—						
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—						
再証券化	—						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—						
未決済取引	—						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—						
合計（信用リスク・アセットの額）	—					65,184	

（注）最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりませ

⑤ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和7年度]

(単位：百万円)

相手方当事者の区分	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	(0%)	(10%)	(15%)	(20%)	(25%)	(30%)	(31.25%)	(35%)	(37.5%)	(40%)	(43.75%)	(45%)	(50%)	(56.25%)	(60%)	(62.5%)	
1. 現金	478																
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	695																
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け																	
4. 国際決済銀行等向け																	
5. 我が国の地方公共団体向け	15,072																
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け																	
7. 国際開発銀行向け																	
8. 地方公共団体金融機構向け																	
9. 我が国の政府関係機関向け																	
10. 地方三公社向け																	
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け (うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)				150,069													
12. カバード・ボンド向け																	
13. 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。) (うち特定貸付債権向け)																	
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトランザクター向け)	2												5				
15. 不動産関連向け (うち自己居住用不動産等向け) (うち賃貸用不動産向け) (うち事業用不動産関連向け) (うちその他不動産関連向け) (うちADC向け)	0			240					121								
16. 劣後債権及びその他資本性証券等																	
17. 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)														13			
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞				11													
19. 取立未済手形				41													
20. 信用保証協会等による保証付	0	12,993															
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																	
22. 株式等																	
23. 共済約款貸付																	
合計	16,247	12,993		150,363					121				5	13			

相手方当事者の区分	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(70%)	(75%)	(80%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(112.5%)	(130%)	(150%)	(250%)	(400%)	(その他)	合計
1. 現金																478
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け																695
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け																
4. 国際決済銀行等向け																
5. 我が国の地方公共団体向け																15,072
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け																
7. 国際開発銀行向け																
8. 地方公共団体金融機構向け																
9. 我が国の政府関係機関向け																
10. 地方三公社向け																
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け (うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)																150,069
12. カバード・ボンド向け																
13. 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。) (うち特定貸付債権向け)																
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトランザクター向け)		614		12				63							1,030	1,728
15. 不動産関連向け (うち自己居住用不動産等向け) (うち賃貸用不動産向け) (うち事業用不動産関連向け) (うちその他不動産関連向け) (うちADC向け)		87													4,572	5,021
16. 劣後債権及びその他資本性証券等																
17. 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)																31
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞																11
19. 取立未済手形																41
20. 信用保証協会等による保証付																2
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																12,995
22. 株式等													552			552
23. 共済約款貸付																
合計		701		12				73					7	552		5,604

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

⑥信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高
(単位：百万円)

項 目		令和6年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク 削減効果勘案 後残高	リスク・ウェイト0%	-	-	-
	リスク・ウェイト2%	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	-	-
	リスク・ウェイト20%	-	33,769	33,769
	リスク・ウェイト35%	-	253	253
	リスク・ウェイト50%	-	6	6
	リスク・ウェイト75%	-	1,187	1,187
	リスク・ウェイト100%	-	6,061	6,061
	リスク・ウェイト150%	-	8	8
	リスク・ウェイト250%	-	26,601	26,601
その他	-	1,306	1,306	
リスク・ウェイト1250%	-	-	-	
計	-	69,195	69,195	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又は、クレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑦ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表
単位：百万円

リスク・ウェイト区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値（%）	資産の額および与 信相当額の合計額 （CCF・信用リス ク削減効果適用 後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	185,836			185,328
40%～70%	13	57	10%	19
75%	704	68	10%	701
80%				
85%	12			12
90%～100%	73	0	10%	73
105%～130%				
150%	7			7
250%	552			552
400%				
1250%				
その他	2	3	10%	1
合計	187,203	130	10%	186,697

（注）最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

〔記載例〕

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：は百万円)

区 分	令和6年度	
	適格金融	保 証
	資産担保	
地方公共団体金融機構向け	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0
地方三公社向け	0	0
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	0	0
法人等向け	0	0
中小企業等向け及び個人向け	0	3,583
抵当権住宅ローン	0	799
不動産取得等事業向け	0	0
三月以上延滞等	0	0
証券化	0	0
上記以外	0	696
合 計	0	5,078

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

区 分	令和7年度	
	適格金融	保 証
	資産担保	
地方公共団体金融機構向け	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0
地方三公社向け	0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	0	0
中堅中小企業等向け及び個人向け	2	1,028
自己居住用不動産等向け	0	4,808
賃貸用不動産向け	0	0
事業用不動産関連向け	0	0
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0	0
証券化	0	0
中央清算機関関連	0	0
上記以外	0	11
合 計	2	5,848

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座借越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(記載例)

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

(JAにおける具体的なリスク管理の方針および手続の内容等を記載)

○オペレーショナル・リスク管理規程等

- ・定義
- ・基本的考え方
- ・体制：会議体、部門、部署
- ・その他

○オペレーショナル・リスクの総合的な管理

○事務リスク管理

○システムリスク管理

○その他オペレーショナル・リスク管理

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）該当ありません。

8. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

〔記載例〕

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、これらを①系統及び系統外出資、②子会社及び関連株式会社に区分して管理しています。

①系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

②子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運用を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月敵機能的な連絡会議を行う等適切な業務把握に努めています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②子会社及び関連会社株式については取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

※子会社及び関連会社株式が無い場合は該当箇所を削除すること。

②出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非上場	11,091	11,091	11,091	11,091
合 計	8,464	8,464	11,091	11,091

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
6	572	0	879

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

開示対象となる取引はありません。

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	-	-

10. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

〔記載例〕

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理要領」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続は以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

- ・当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。
- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定額貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローを含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

②金利リスクに関する事項

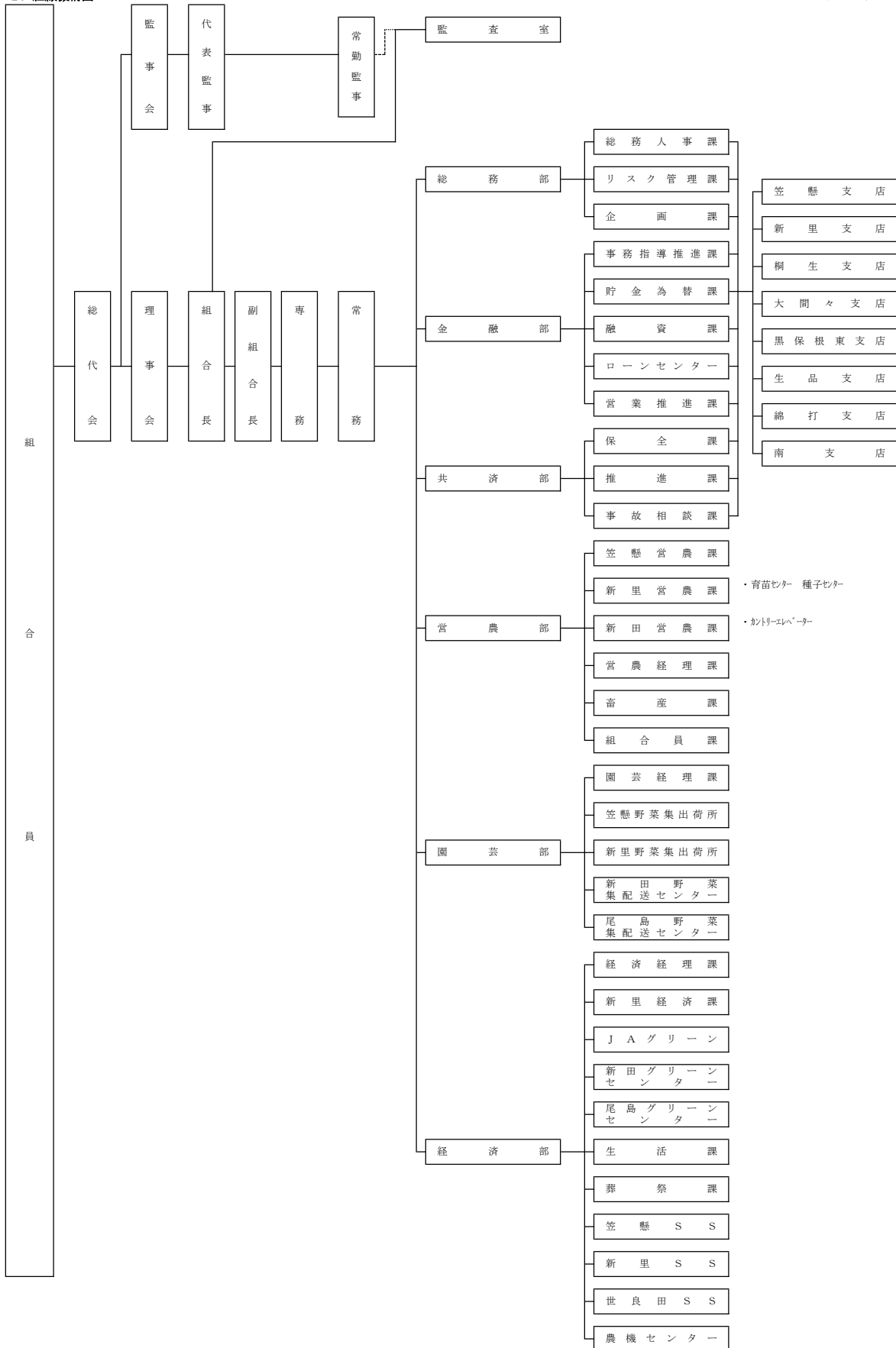
(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	283	299	59	95
2	下方パラレルシフト	0	0	18	31
3	スティープ化	508	520		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	202	293		
7	最大化	508	520	59	95
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	11,206		10,921	

【JAの概要】

1. 組織機構図

令和8年4月1日現在



※関連施設 JAファーマーズプレイス 焼肉あぐり新田庵

2. 役員一覧

(令和8年2月現在)

区 分			氏 名	摘 要
役 職 名	常勤・非 常勤の別	代表権 の有無		
組 合 長 理 事	常 勤	有	新 井 順 一	認定農業者
副組 合 長 理 事	非 常 勤	無	岩 崎 康 博	認定農業者
専 務 理 事	常 勤	有	丸 山 忠	認定農業者
常 務 理 事	常 勤	無	別 井 俊 倫	総務担当・実践的能力者
常 務 理 事	常 勤	無	保 坂 和 久	金融担当・実践的能力者
常 務 理 事	常 勤	無	高 橋 尚 彦	営農経済担当・実践的能力者
理 事	非 常 勤	無	高 野 光 和	認定農業者
理 事	非 常 勤	無	高 橋 伸 一	認定農業者
理 事	非 常 勤	無	中 島 篤	認定農業者
理 事	非 常 勤	無	齊 藤 章 弘	認定農業者
理 事	非 常 勤	無	茂 木 重 雄	認定農業者
理 事	非 常 勤	無	大 澤 は る み	女性
理 事	非 常 勤	無	清 水 照 夫	認定農業者
理 事	非 常 勤	無	小 内 正 敏	認定農業者
理 事	非 常 勤	無	高 橋 久	認定農業者
理 事	非 常 勤	無	天 田 一 彦	認定農業者
理 事	非 常 勤	無	洪 谷 栄	認定農業者
理 事	非 常 勤	無	山 上 典 子	女性
理 事	非 常 勤	無	古 郡 静 雄	認定農業者
理 事	非 常 勤	無	小 堀 ゆ り 子	女性
理 事	非 常 勤	無	山 田 弘 之	認定農業者
理 事	非 常 勤	無	梅 澤 ま つ 江	認定農業者・女性
代 表 監 事	非 常 勤		藤 生 定 雄	
常 勤 監 事	常 勤		星 野 伸 司	実務精通者
監 事	非 常 勤		山 形 芳 生	
監 事	非 常 勤		石 原 孝 志	
監 事	非 常 勤		鶴 谷 彰	員外

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和8年2月現在) 所在地 東京都港区芝5丁目29番11号

4. 組合員数

(単位：人、団体)

資 格 区 分		令和6年度	7年度	増減	
正 組 合 員	個 人	3,488	3,387	△ 101	
	法 人	農事組合法人	1	1	0
		その他の法人	65	67	2
准 組 合 員	個 人	11,473	11,629	156	
	農業協同組合	0	0	0	
	農事組合法人	1	1	0	
	その他の団体	58	57	△ 1	
合 計		15,086	15,142	56	

5. 組合員組織

令和8年2月末現在

組 織 名		構成員数	組 織 名		構成員数	
地区共通	野菜集出荷所運営委員会	33 人	に つ た 地 区	農業振興連絡協議会	422 人	
	農業者労災保険加入組合	170 人		青年部	30 人	
	畜産クラスター協議会	21 人		新田女性の会	147 人	
	群馬県東部和牛改良組合	26 人		カントリーエレベーター運営委員会	13 人	
	共済代理店協力会	40 人		園芸振興協議会※	35 人	
共通	青年部	103 人		青色申告会	211 人	
	女性部	131 人		尾島大和芋研究会	14 人	
	酪農部	5 人		畜産部会	15 人	
	繁殖和牛部	12 人		養豚部会	2 人	
	養豚部	4 人		肉牛肥育部会	11 人	
	農業青色申告会	221 人		酪農部会	3 人	
	みどり地区	東毛きのこ生産者連絡協議会		17 人		
		タラノキ生産組合		9 人		
		みどり市牛検組合	6 人			
		インショップ産直部会	44 人			
笠懸		農業振興連絡協議会	791 人			
		園芸組合連絡協議会※	16 人			
		畜産連絡協議会	8 人			
		米麦連絡協議会	9 人			
		ハウス園芸部	140 人			
新里		果樹園芸組合	16 人			
	農業振興連絡協議会	217 人				
桐生	米麦採種部	19 人				
	農業振興連絡協議会	69 人				

(注) 当組合の組合員組織を記載しています。

※組織の集合体の為、組織代表者数を記載しています。

8. 店舗一覧

(令和8年6月現在)

店舗名	住所	電話番号	CD・ATM 設置台数
本店・笠懸支店	みどり市笠懸町鹿235-2	0277-30-8511・76-2511	2台
新里支店	桐生市新里町小林108-1	0277-74-8321	1台
桐生支店	桐生市琴平町5-12	0277-46-2111	1台
大間々支店	みどり市大間々町大間々1524	0277-72-2323	1台
黒保根東支店	桐生市黒保根町水沼26-7	0277-96-2121	1台
生品支店	太田市新田村田町788-3	0276-57-1015	1台
綿打支店	太田市新田大根町951-1	0276-57-1043	1台
南支店	太田市新田木崎町391-1	0276-56-1013	1台

店舗外ATM設置台数 8台

- みどり市笠懸庁舎前ATM
- みどり市東庁舎前ATM
- みどり地区ローンセンターATM
- 尾島ATM
- 世良田ATM
- Aコーププレイス店ATM
- ジョイフル本田店ATM

9. 沿革・歩み

年 月 日	処 理 事 項
平成23年 3 月 1 日	新田みどり農業協同組合発足
平成23年11月28日	世良田支店新築オープン
平成24年 3 月31日	綿打給油所閉鎖
平成24年 9 月24日	新田支店を生品支店に統合
平成24年12月10日	黒保根支店と勢多東支店を統合し黒保根東支店新築オープン
平成24年12月11日	移動販売車による移動販売開始
平成25年 2 月28日	子会社である有限会社マルイチファーム解散
平成25年 6 月30日	生品給油所閉鎖
平成25年 8 月23日	みどり市と地域活性化包括連携協定締結
平成25年10月 2 日	桐生市と地域活性化包括連携協定締結
平成25年12月 9 日	生品支店新築オープン
平成25年12月24日	桐生市と災害時における物資の供給協力に関する協定締結
平成26年 2 月14日	記録的な降雪により、農業施設等に甚大な被害が出る
平成27年 1 月21日	臨時総代会が開催され、役員定数が削減される
平成29年 3 月11日	新川支店を新里支店に統合
平成29年 6 月 1 日	みどり地区ローンセンターオープン
平成29年 8 月31日	介護センターきざき閉鎖
平成30年 2 月 9 日	新田グリーンセンター移転新築
平成30年 8 月 1 日	世良田野菜集配送センターを尾島野菜集配送センターに統合
令和 2 年 2 月29日	旅行センター廃止
令和 2 年 3 月31日	移動販売車による移動販売の廃止
令和 2 年 8 月31日	広沢直売所廃止
令和 3 年11月15日	木崎・尾島・世良田支店を統合し南支店として新築オープン
令和 7 年 2 月28日	Aコープ新田店閉店
令和 7 年12月15日	Aコープ笠懸店閉店